

大規模小売店舗立地法 届出の手引

神 奈 川 県

令和 7 年 4 月

《 は じ め に 》

大規模小売店舗は、不特定多数の顧客が広く集まる施設であり、大量の商品等が流通する要となる施設でもあります。また、地域に根ざし、住民の生活空間から一定の範囲内に立地するという生活利便施設としての側面も有しています。

こうしたなか、平成 10 年に制定された大規模小売店舗立地法は、平成 12 年に施行され、大規模小売店舗の設置者に対して、その立地が周辺の地域の生活環境を保持しつつ、適正に行われることを確保するための手続きを定めています。

ここでいう生活環境の保持とは、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、通常期待される生活環境が保持されることをいい、具体的には、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に示されています。

この指針においては、旧指針（平成 11 年通商産業省告示第 375 号）からの改正点として、配慮すべき基本的な事項の中に、深夜に営業活動を行う場合における慎重な対応等の事項が追加されたほか、大規模小売店舗に対する地域貢献への期待の高さから、企業の社会的責任の一環として法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきものとされました。

大規模小売店舗の設置者及び小売業者におかれては、このような大規模小売店舗立地法及び関係法令（指針を含む。）の趣旨や内容を十分に認識し、関係者と連携して、小売業の発展とともにまちづくりのために店舗の設置・運営に当たっていただくようお願いします。

目 次

I 大規模小売店舗立地法のあらまし	
1 目的	1
2 法の対象となる店舗	1
(1) 大規模小売店舗	1
(2) 店舗面積	1
3 設置者が配慮すべき事項	1
4 手続の流れ	3
II 用語の解説	7
III 届出等の手続	
1 届出等が必要な場合	13
2 届出が不要な場合	14
3 届出者等	14
(1) 届出者	14
(2) 提出先	14
(3) 提出部数	15
(4) その他	15
4 法施行前に営業を開始している大規模小売店舗に係る届出	15
(1) 届出が必要な場合	16
(2) 届出事項	16
(3) 手続の流れ	16
(4) 「既存店の変更届出」をした後に届出事項の変更等を行う場合	17
(5) その他	17
5 軽微な変更	17
(1) 軽微な変更	17
(2) 既存店における軽微な変更	17
IV 届出書類の作成	
1 届出に当たっての基本的留意事項	18
(1) 届出に当たっての留意事項	18
(2) 届出書類作成に当たっての留意事項	18
2 報告の徴収	18
V 説明会の開催	
1 説明会の開催が必要な場合	19
2 説明事項及び基本的な留意事項	19

3	開催日時及び開催場所	19
	(1) 開催日時	19
	(2) 開催場所	19
4	開催回数	20
5	説明会開催計画書の提出	20
6	説明会開催予定日時等の公告	21
7	説明会実施状況報告書の提出	21
8	説明会の特例	22
	(1) 掲示による説明会	22
	(2) 特例の認定等	22
9	市町村境に出店する場合の留意事項	22
VI 届出事項及び届出書類等一覧表		
1	届出書一覧表	24
2	添付書類一覧表	30
3	説明会関連提出書類一覧表	30
VII 届出書類等の記載例		
1	届出書	31
	記載例 「1 新設の届出」	32
	記載例 「2 変更の届出 (1) 設置者等の変更の届出」	37
	記載例 「2 変更の届出 (2) 配置や運営方法等の変更の届出」	40
	記載例 「3 県意見を踏まえた変更届出」	43
	記載例 「4 届出事項を変更しない旨の通知」	45
	記載例 「5 県勧告を踏まえた変更届出」	46
	記載例 「6 廃止の届出」	48
	記載例 「7 承継の届出」	49
	記載例 「8 既存店の変更届出」	50
2	添付書類	52
	記載例 「9 添付書類」 <「新設の届出」編>	53
	記載例 「10 添付書類」	
	<「配置や運営方法等の変更の届出」「既存店の変更届出」編>	64
	記載例 「11 添付図面」	76
3	説明会関連提出書類	79
	記載例 「12 説明会開催計画書」	80
	記載例 「13 説明会実施状況報告書」	82
VIII 様式集		84
IX 参考		
	神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱	94
	参考様式「軽微変更の適用要望書」	106
	参考様式「掲示による説明会の適用要望書」	107
	参考様式「掲示による説明会実施状況報告書」	108

凡 例

- 1 この手引で用いる法令や要綱などの略称は次のとおりです。

法：大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）

政令：大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号）

省令：大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号）

指針：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
（平成 19 年経済産業省告示第 16 号）

要綱：神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱（平成 12 年 3 月 22 日制定）

- 2 法令や要綱などの条文の示し方は以下の例によります。

法令名：上記 1 の略称

条 数：1、2、3…

項 数：①、②、③…

号 数：(1)、(2)、(3)…

(例) 大規模小売店舗立地法 第 5 条第 1 項第 3 号 → [法 5 ①(3)]

MEMO

I 大規模小売店舗立地法のあらまし

1 目的

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。〔法 1〕

2 法の対象となる店舗

(1) 大規模小売店舗

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が「基準面積」（1,000 m²）を超える店舗をいいます。（Ⅱ 用語の解説（p 7）参照）〔法 2 ②〕〔法 3 ①〕〔政令 1〕〔政令 2〕

(2) 店舗面積

「店舗面積」は小売業を行う（生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行う場合も含む。）ために使用される部分の床面積であり、物品加工修理業の面積を含みますが、飲食業やゲームセンターなどの小売業以外の事業を行う部分や階段等の施設部分の面積は含みません。（Ⅱ 用語の解説「別表」（p 10）参照）〔法 2 ①〕

3 設置者が配慮すべき事項

大規模小売店舗の立地に関して、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から設置者が配慮すべき事項は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）に定められています。〔法 4 ①〕

指針においては、「設置者が配慮すべき基本的な事項」と「大規模小売店舗及びこれに附属する駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設などの施設（以下「大規模小売店舗の施設」という。）の配置及びその運営方法に関して配慮すべき事項」が定められています。〔法 4 ②〕

したがって、設置者及び小売業者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、その社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のため、この指針を踏まえて適切な対応を行うこ

とが求められています。

さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意してください。〔指針〕

指針の概要

＜設置者が配慮すべき基本的な事項＞

- 大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況等に関する情報収集や立地に伴う周辺地域の生活環境への影響の調査・予測等に基づいた適切な対応
- 深夜に営業活動を行う場合のとりわけ慎重な対応
- 周辺地域の生活環境への影響についての調査・予測結果など対応策を講ずるに至った背景事情を地域住民等の多くが参加できるよう配慮した上での説明
- 小売業者以外の事業者も含めた関係者による県の意見への誠意ある対応及び実効ある対応策の誠実な実施
- 開店又は施設変更等の後に、届出時の対応策が不十分であった場合の再調査、再予測、追加対策等の適切な対応

＜大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき事項＞

○駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・併設施設を含めた施設全体としての駐車場の必要台数の確保
- ・効率的な駐車場形式、出入口の数及び位置
- ・駐輪場の必要台数の確保
- ・荷さばき施設の整備
- ・来退店経路の設定

等

○騒音の発生に係る事項

- ・発生防止、緩和のための対策
- ・実態と著しい乖離が生じている場合の事後の対策

等

○廃棄物等に係る事項

- ・併設施設を含めた施設全体としての保管施設の必要容量の確保
- ・所在する地方公共団体の施策との整合性の配慮
- ・悪臭の発散や汚水の流出防止のための適切な対策

等

○街並みづくり等への配慮

4 手続の流れ

県は、法令や指針、要綱等を踏まえ、周辺の地域の生活環境の保持に関し、設置者が大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うことを求めます。

具体的には、まず設置者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、法運用主体である県に届出（※）を行わなければなりません。[法5①] [法6②]

届出が提出されると、県は住民等や市町村の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、設置者に対して意見を述べるものとします。[法8④]

さらに、この意見に対する設置者の対応が十分でないと認める場合には、適切な措置を講ずるよう勧告することができます。また、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。[法9①、⑦]

※届出書の提出前に事前協議をお願いしています！

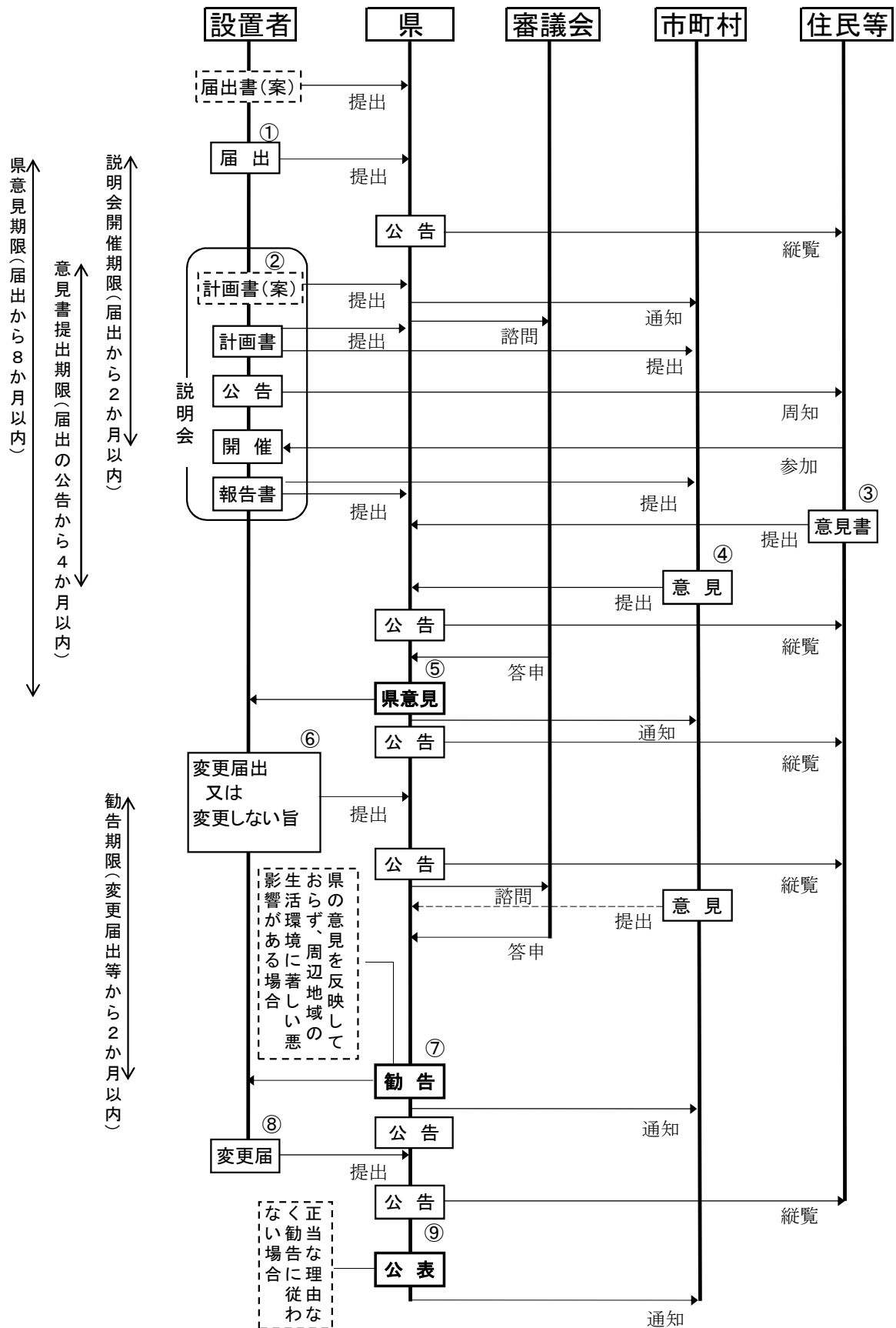
また、届出書案の提出から届出書の提出までに要する期間は次の通りです。

○新設の場合 おおむね3か月程度

○変更の場合 おおむね2か月程度 （過去の事例により）

上記は、標準的な期間ですので、内容によっては更に日数がかかる場合があります。

【新設の場合】



① 新設の届出

設置者	○大規模小売店舗を新設する場合は、法第5条第1項に定める事項を県に届け出なければなりません。[法5①] (原則として届出の日から8か月を経過しなければ開店することができません。[法5④])
県	○届出の概要、届出年月日、縦覧場所を公告します。[法5③] ○届出書と添付書類（以下「届出書類」という。）を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法5③] ○公告した旨を出店地の属する市町村（以下「市町村」という。）に通知します。[法8①]

② 説明会の開催（「V 説明会の開催」(p19) 参照）

設置者	○届出の日から2か月以内に市町村内において、届出書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①] ○開催予定日時と開催場所等を定めたときは、速やかに県及び市町村に説明会開催計画書を提出してください。[要綱7⑤] ○説明会を開催する日の1週間前までに、開催予定日時、場所等を原則として日刊新聞紙への掲載、又は日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより公告します。[法7②] [省令12] [要綱9] ○説明会の開催後、速やかに県及び市町村に説明会実施状況報告書を提出してください。[要綱7⑥]
-----	--

③ 住民等の意見書の提出

住民等	○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に県に意見書を提出することができます。[法8②]
県	○提出された意見の概要を公告します。[法8③] ○住民等の意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8③]

④ 市町村意見の聴取

県	○届出の公告の日から4か月以内に、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から市町村の意見を聴かなければなりません。[法8①] ○市町村の意見の概要を公告します。[法8③] ○市町村の意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8③]
---	--

⑤ 県の意見

県	○住民等の意見や市町村意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、「神奈川県大規模小売店舗立地審議会」（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、設置者に対し、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見がある場合には、届出の日から8か月以内に、書面により意見を述べ、意見がない場合には、その旨を通知し
---	--

	ます。[法 8 ④] [要綱 16(1)] ○意見を述べた場合には、その意見の概要を公告します。[法 8 ⑥] ○意見を述べた場合又は意見を有しない旨の通知をした場合は、その旨を市町村に通知します。[要綱 12] ○意見を公告の日から 1 か月間縦覧に供します。[法 8 ⑥] (意見がない場合には、その旨を通知した時点で手続は終了し、8 か月の開店制限の適用もなくなります。[法 8 ⑤])
--	---

⑥ 設置者による対応策の提示

設置者	○県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。[法 8 ⑦] (届出又は通知が県の意見を適正に反映しており、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため十分な内容であれば、その時点で手続は終了しますが、この場合であっても、当該変更届出又は通知の日から 2 か月を経過しなければ開店することはできません。[法 8 ⑨])
県	○届出の概要を公告します。[法 8 ⑧] ○届出書類を公告の日から 4 か月間縦覧に供します。[法 8 ⑧]

⑦ 勧告

県	○設置者の⑥の届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、⑥の届出又は通知がなされた日から 2 か月以内に限り、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、また審議会の答申を踏まえ、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告することができます。 [法 9 ①] [要綱 16(2)] ○勧告をした場合は、当該勧告を市町村に通知します。[法 9 ③] ○勧告の内容を公告します。[法 9 ③]
---	--

⑧ 設置者による変更の届出

設置者	○勧告を受けた場合は、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行います。[法 9 ④]
県	○届出の概要を公告します。[法 9 ⑤] ○届出書類を公告の日から 4 か月間縦覧に供します。[法 9 ⑤]

⑨ 公表

県	○設置者が、正当な理由がなく勧告に従わなかった場合は、その旨を県ホームページに公告するほか、その他の適当と認められる方法により公表することができます。[法 9 ⑦] [要綱 14①、②] ○公表をした場合は、その旨を市町村に通知します。[要綱 14③]
---	--

Ⅱ 用語の解説

ここでは、手続きを進めていく上で重要な用語の基本的な内容について解説しています。実際には様々なケースが考えられますので、不明な点につきましては、事前にご相談ください。

1 大規模小売店舗

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）を超えるものをいいます。

(1) 一の建物

「一の建物」については、政令第1条により、次の三つが定められています。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物
 - ・当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分が一の建物となります。
(例 駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合)
- ② 外観上は別の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物（上記①、②に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(2) 店舗面積

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。（別表（p10）参照）

ア 小売業を行う

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かは問いませんので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものですが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、小売業に含まれています。

イ 小売業を行うための店舗

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

ウ 床面積

床面積とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号）。

(3) 基準面積

政令第 2 条により、1,000 m²と定められています。

2 設置者

大規模小売店舗の新設をする者及び大規模小売店舗を設置している者のことをいいます。

「新設をする者」及び「設置している者」とは、当該建物の所有者（所有予定者）をいい、賃借権等のみを有する者（建物管理者、テナント等）は含みません。

建物が区分所有又は共有されている場合は、原則として各区分所有者又は共有者が全員で届け出なければなりません。（ただし、自分の所有に係る建物の部分に店舗がない者は除きます。）

3 大規模小売店舗の新設

建物の新築、増築、用途変更を問わず、一の建物内の店舗面積の合計を基準面積である 1,000 m²超とすることをいいます。

4 大規模小売店舗の施設

大規模小売店舗及びこれに附属する駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設及び廃棄物の処理施設のことをいいます。

(1) 駐車場

自動車の駐車のために供する部分、車路、料金徴収施設（ブース等）、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設のことをいいます。

(2) 駐輪場（自動二輪車の駐車場を含む）

一定の区画を区分して設置される自転車又は原動機付き自転車の駐車のための施設のことをいいます。また、特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車を確保するようにしてください。

(3) 荷さばき施設

大規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所、荷さばき待ちの車両が待機するための場所及び荷下ろし作業後の荷の一時保管場所を含みま

す。)のことをいい、店舗の屋内にあるか屋外にあるかを問いません。

(4) 廃棄物等の保管施設

廃棄物等を、搬出されるまでの間、保管する場所として設定された施設等のことをいいます。

(5) 廃棄物の処理施設

大規模小売店舗の敷地内において、廃棄物を処理（圧縮機等による中間処理を含む。）するための施設のことをいいます。

(6) 廃棄物・廃棄物等

廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物のことをいいます。具体的には、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもののことをいいます。

また廃棄物等とは、廃棄物及び再生資源のことをいいます。再生資源とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源のことをいいます。具体的には、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品のうち有用な物であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもののことをいいます。

5 併設施設

大規模小売店舗に併設されている小売店舗以外（オフィス、マンション、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等）の施設のことをいいます。

6 生活環境の保持

具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

(別表)

1 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

2 店舗面積に含まれない部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。ただし、カート置き場を設置する部分は、売場として取り扱うものとする。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	

(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2) 参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の $1/8$ を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二項第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

Ⅲ 届出等の手続

1 届出等が必要な場合

店舗を新設・建て替える場合は、開発許可、建築確認、交通協議、路外駐車場届出など法以外の手続が必要な場合があります。設置者は、法及び指針の趣旨と内容を十分にご理解のうえ、計画するとともに、後になって設計変更等が生じることがないように、各事前協議等と並行して、できるだけ早期に法の手続きについてもご相談ください。

また、関係手続きの事前協議等が終了している場合であっても、法及び指針において求められる配慮が十分でないといふことが判断された場合には、設計変更を含む計画の見直しをしていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

届出や通知が必要となる場合は次のとおりです。

*経済産業省のホームページも参考にしてください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittihoh.html>

①大規模小売店舗を新設しようとする場合

②次の届出事項を変更した場合

- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③次の届出事項を変更する場合

- ・大規模小売店舗の新設をする日
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※１）
- ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※２）

④県の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合

⑤県の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合

⑥県の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合

⑦大規模小売店舗内の店舗面積の合計を 1,000 ㎡以下とする場合

⑧設置者の地位を承継した場合

⑨法施行前（平成 12 年 6 月 1 日前）に営業を開始している大規模小売店舗が法施行後、最初に次の事項を変更する場合

- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※１）
- ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※２）

（※１） 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更とは、駐車場や駐輪場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量を変更する場合をいいます。

（※２） 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更とは、小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、駐車場の自動車の出入口の

数・位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合をいいます。

届出事項、根拠法令、届出時期、届出様式などについては、「VI 届出事項及び届出書類等一覧表」にまとめてあります。

⑨については、「4 法施行前に営業を開始している大規模小売店舗に係る届出」を参照してください。

2 届出が不要な場合

次に掲げる事項の変更については「配置や運営方法等の変更の届出」を行う必要はありません。[法6②ただし書] [省令7①]

届出不要の変更

- ①大規模小売店舗の新設をする日の「繰下げ」をする場合
- ②県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨の通知をした場合において、大規模小売店舗の新設をする日の「繰上げ」をする場合
- ③大規模小売店舗内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- ④大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加であって、増加部分の面積が「増加前の店舗面積の合計の1割以下」である場合（ただし、増加前の店舗面積の合計が10,000㎡を超える店舗については、「1,000㎡以下」の増加まで）
- ⑤駐車場又は駐輪場の収容台数を「増加」させる場合
- ⑥荷さばき施設の面積を「増加」させる場合
- ⑦廃棄物等の保管施設の容量を「増加」させる場合
- ⑧大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の「繰下げ」又は閉店時刻の「繰上げ」をする場合
- ⑨「一時的に」変更を行う場合（一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更を指します。）

*⑤～⑦については、位置の変更を伴わない場合

3 届出者等

(1) 届出者 大規模小売店舗の設置者

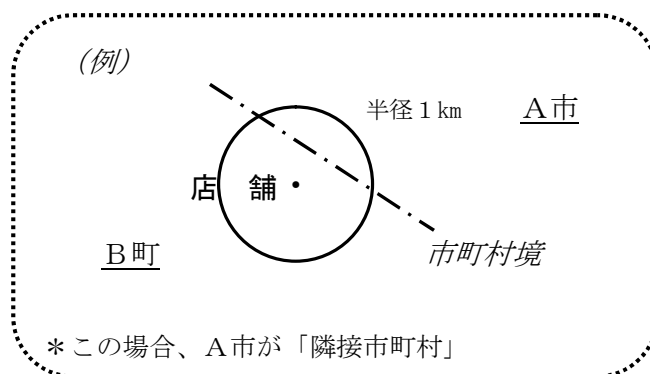
※建物の所有者をいい、賃借権等のみを有する者等は含みません。
また、設置者が複数の場合には、全員が連名で届け出ることを原則とします。

(2) 提出先 神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課流通企画グループ

電話 045-210-1111（代表）内線 5605, 5608, 5609 又は
045-210-5605, 045-210-5609（ダイヤルイン）

※届出書類は、直接持参又は郵送により提出できますが、事前協議が必要ですので詳しくはお問合せください。

- (3) 提出部数 「Ⅵ 届出事項及び届出書類等一覧表」に記載してある部数を基本としますが、大規模小売店舗を中心とする半径 1 km の範囲内に、当該店舗の所在地の属する市町村以外の市町村（以下「隣接市町村」という。）の区域が含まれる場合は、基本部数にその隣接市町村の数を加えた部数を提出してください。[要綱 3]



- (4) その他 届出書類は、その概要を県ホームページで公告するとともに縦覧に供しますので、間違いがないよう十分チェックするとともに、平易な表現や最新の見やすい図面等を用いて、できるだけ分かりやすく記載してください。

4 法施行前に営業を開始している大規模小売店舗に係る届出

次表に掲げる大規模小売店舗（以下「既存店」という。）の届出の手続は次のとおりです。

既存店

- | |
|--|
| <p>① 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（昭和 48 年法律第 109 号。以下「大店法」という。）の手続を経て開店した店舗で、法施行日（平成 12 年 6 月 1 日）において小売業を行っている店舗面積の合計が 1,000㎡を超えている店舗 [法附則 5①]</p> <p>② 大店法第 5 条第 1 項（営業の開始）又は第 6 条第 2 項（店舗面積の増加）の届出を法施行日より前に行い、平成 13 年 1 月 31 日までに、これらの届出に基づく営業の開始、店舗面積の増加をすることにより、店舗面積の合計が 1,000㎡を超えた店舗 [法附則 5③]</p> <p>③ 法施行日より前に開店した生協、農協等のうち店舗面積の合計が 1,000㎡を超えている店舗 [法附則 5①]</p> |
|--|

(1) 届出が必要な場合

法施行後、既存店が、初めて次に掲げる事項の変更を行おうとする場合には、「既存店の変更届出」が必要となります。[法附則 5 ①～③]

また、既存店の場合、「2 届出が不要な場合」[法 6 ②ただし書]に該当する変更であっても、「既存店の変更届出」が必要となります。

○大規模小売店舗内の店舗面積（※1） の合計	○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（※2） ・来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量	

（※1） 店舗面積

法では、店舗面積は「小売業を行うための店舗の用に供される床面積」と定められています。

したがって、法施行時に小売業を行っている部分の面積が、現行法下での店舗面積となります。

（※2） 閉店時刻

大店法第9条第1、3項（閉店時刻）の届出が出ている店舗については、原則として当該届出に係る閉店時刻が法施行時の閉店時刻となります。

また、大店法の手続を要しない時刻（午後8時以前）で閉店していた店舗や生協、農協など、これらの届出をしていない店舗については、原則として、法施行前の1年間に実際に営業していた閉店時刻が法施行時の閉店時刻となります。

(2) 届出事項

「既存店の変更届出」においては、変更を行おうとする事項について届け出ることは当然ですが、それにあわせて、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で、変更に係らない事項についても届け出なければならないことになっています。[法附則 5 ①、③]

これは、「既存店の変更届出」が行われることを契機に、当該「既存店」の概要を把握し、法第5条第1項の「新設の届出」により設置された大規模小売店舗と同等の扱いをするためです。

(3) 手続の流れ

「既存店の変更届出」のうち、変更を行おうとする事項については、県の意見等の対象となります。また、説明会の開催などの一連の手続も行わなければ

なりません。[法附則 5 ④]

「既存店の変更届出」のうち、変更に係らない事項については、県の意見等の対象とはなりません。[法附則 5 ⑤]

(4) 「既存店の変更届出」をした後に届出事項の変更等を行う場合

「既存店の変更届出」を行った店舗は、「既存店」には該当しなくなります。

したがって、再度届出事項の変更等を行おうとするとき（行ったとき）には、変更等の内容に応じて、「設置者等の変更の届出」、「配置や運営方法等の変更の届出」及び「承継の届出」等を行なわなければならないことになります。

[法附則 5 ④、⑤]

(5) その他

既存店を廃止する場合（大規模小売店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下として営業を行う場合を含む。）には、事前の「廃止の届出」が必要となります。

[法 6 ⑤]

5 軽微な変更

(1) 軽微な変更

大規模小売店舗に附属する駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設などの位置の変更で、周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比べて変化しないと県が認めたもの（以下「軽微な変更」という。）については、法第 6 条第 4 項「…当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない…」の規定は適用されません。また、説明会も開催する必要はありません。

軽微な変更を行おうとする場合は、あらかじめご相談ください。また、軽微な変更の適用に当たっては、要望を書面で提出いただくようお願いしています。

(参考様式 軽微変更の適用要望書(p106)参照)

なお、県がこれに該当すると認めたときは、その旨を設置者及び関係市町村に通知します。[法 6 ④ただし書] [省令 8] [要綱 6]

(2) 既存店における軽微な変更

既存店において、上記のような大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更のほか、「一時的な変更」もしくは「大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」であって周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比べて変化しないと県が認めたものについては、軽微な変更となりますので、あらかじめご相談ください。 [省令附則 2]

IV 届出書類の作成

1 届出に当たっての基本的留意事項

(1) 届出に当たっての留意事項

設置者は、届出に当たって、大規模小売店舗の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行う必要があります。

特に、周辺の地域の生活環境への影響については、指針において配慮が求められている事項全般について、あらかじめ十分な調査・予測を行った上で、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法について適切な対応を行い、これに基づいて届出を行う必要があります。[指針]

(2) 届出書類作成に当たっての留意事項

具体的な届出書類の記載方法や留意点については「VI 届出事項及び届出書類等一覧表」及び「VII 届出書類等の記載例」を参考にしてください。

不明な点については、ご相談ください。

2 報告の徴収

県は、届出事項等について、必要に応じて、設置者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者に報告を求めることができることとなっています。[法14] [政令4]

したがって、設置者においては、届出の前提となった指針に基づく周辺の生活環境への配慮の状況等について、絶えず整理し、的確に把握しておく必要があります。

V 説明会の開催

1 説明会の開催が必要な場合

「新設の届出」、「施設の配置や運営方法等の変更の届出」（「軽微な変更」を除く。）及び「既存店の変更届出」に係る大規模小売店舗の設置者は、届出の日から2か月以内に市町村内において、届出書及びその添付書類に記載した事項の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①]

2 説明事項及び基本的な留意事項

説明会で説明しなければならない事項は、届出書及びその添付書類に記載された事項です。[法7①]

説明に当たっては、生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や背景事情などの事項や指針において配慮を求められている事項への対応状況を含め、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めることが必要です。[指針]

質疑に関して責任ある回答ができるよう原則として設置者が説明を行うこととなりますが、設置者の委任を受けた小売業者やコンサルタントなどが説明を行うことも可能です。（ただし、説明会に関する法律上の責任はあくまで設置者にあります。）

3 開催日時及び開催場所

(1) 開催日時

説明会の開催日時については、地域の住民等の多くが参加できるようにするため、例えば、「平日の夜間」や「土・休日」等に設定するなどの配慮をしてください。[指針] [要綱7④]

(2) 開催場所

開催場所は、届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村内の当該店舗の周辺の施設とされています。[法7①] [省令11①]

施設の選定に当たっては、できるだけ店舗に近く、相当な人数を収容できる施設とするとともに、地域の住民等の多くが参加できるよう努めてください。[指針] [要綱7④]

なお、設置者は説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、県や市町村の意見を聴くことができます。[法7③]

4 開催回数

説明会の開催回数は、原則として、大規模小売店舗内の店舗面積の合計と営業時間等により次表の基準によることとしますが、届出から2週間以内に市町村から開催回数について意見の申出があった場合などは、必要に応じ3回を上限として回数を指定する場合があります。〔省令11①〕〔要綱7①～③〕

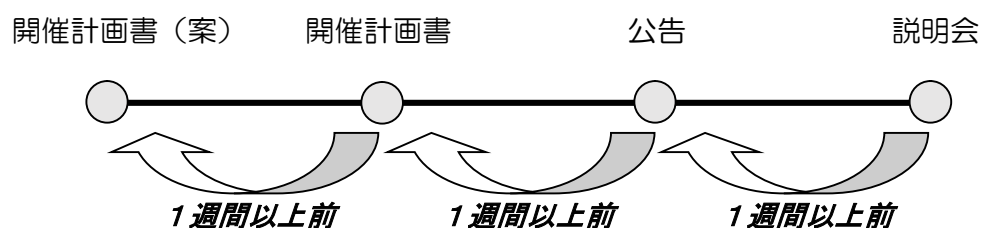
説明会の開催回数の基準

「新設の届出」	店舗面積の合計	3,000㎡未満	1回
		3,000㎡以上 6,000㎡未満	2回
		6,000㎡以上	3回
	店舗面積の合計にかかわらず、次の①から③に掲げる時間帯のいずれかが午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻） ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回
「施設の配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」	下記以外の変更		1回
	次の①から③に掲げる時間帯の変更であって、当該変更時間帯が午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻） ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回

5 説明会開催計画書の提出

県では、設置者に「説明会開催計画書」を原則として「6 説明会開催予定日時等の公告」により公告を行う1週間前までに、県及び市町村に提出していただくようお願いしています。（記載例「12 説明会開催計画書」（p80）参照）〔要綱7⑤〕

事前に内容の確認を行うため、遅くとも開催日の3週間以上前には計画書案をご提出ください。



6 説明会開催予定日時等の公告

設置者は、説明会の開催予定日時や場所を開催予定日の1週間前までに公告しなければなりません。〔法7②〕

公告方法、公告範囲等は次表によりお願いしています。

なお、大規模小売店舗の近隣の住民等に対しては、これ以外の方法を活用するなどして、説明会の開催予定日時や場所の周知を積極的に図っていただくよう、配慮をお願いします。

説明会の公告方法等

ア 公告方法	・原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙<u>3紙以上</u>への掲載、又はちらしの折り込みにより行ってください。新聞紙の選択にあたっては、大規模小売店舗の所在地の属する市町村における購読状況（地域の3大紙とする等）を考慮してください。〔省令12〕〔要綱9①〕 ・なお、新設届出の場合は店舗予定地の看板等に、変更届出の場合は店内に拡大したちらしの内容を掲示すること等によって、新聞未購読者等への周知について補うように考慮してください。
イ 公告範囲	・新聞紙掲載、ちらしの折り込みのいずれの方法による場合でも、各紙が大規模小売店舗を中心とする半径1kmの区域を包含するように適宜地方版等を選択してください。〔要綱9②〕 （地域によっては神奈川県内であっても東京版が配達されるなど、配達区域が錯綜している場合がありますので注意してください。）
ウ 公告事項	①開催予定日時及び場所（施設名、室名、住所、案内図） ②大規模小売店舗の名称及び所在地 ③大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 ④「新設の届出」 → 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 （住民に周知するという意味で、できる限りこれ以外の新設届出の概要を記載してください。） 「施設の配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」 → 変更の概要 ⑤問い合わせ先 〔法7②〕〔要綱9③〕

7 説明会実施状況報告書の提出

県では、設置者に説明会の終了後（複数回開催の場合は全ての説明会の終了後）、速やかに「説明会実施状況報告書」を作成し、県及び市町村に提出していただくようお願いしています。

（記載例「13 説明会実施状況報告書」（p82）参照）〔要綱7⑥〕

8 説明会の特例

(1) 掲示による説明会

「配置や運営方法等の変更の届出」及び「既存店の変更届出」のうち、設置者からの申出があり、かつ、届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めたものについては、当該届出の縦覧期間中、「要綱様式第3」(p102)により届出書類の要旨を、店舗の敷地内の見やすい場所に掲示するとともにインターネットを利用することにより、説明会の開催に代えることができます。[省令11②][要綱8②]

また、設置者は、掲示開始予定日や掲示場所を掲示開始予定日の1週間前までに公告しなければなりませんが、この場合、変更内容等を縦覧が開始される日の1週間前から掲示することで、公告に代えることができます。[要綱9⑤]

この際、説明会開催計画書及び説明会実施状況報告書の提出は不要ですが、掲示による説明会を行った旨を、掲示開始後速やかに次の内容でご報告ください。

- ① 掲示場所の写真
 - ② 掲示場所の特定(届出図面上に、掲示場所を記載してください。)
- (参考様式「掲示による説明会実施状況報告書」(p108)参照)

(2) 特例の認定等

(1)の特例の適用を求める場合は、あらかじめご相談ください。また、(1)の特例の適用に当たっては、要望を書面で提出いただくようお願いしています。(参考様式 掲示による説明会の適用要望書(p107)参照)

なお、県が(1)の特例に該当すると認めたときは、その旨を設置者及び関係市町村に通知します。[要綱8①]

9 市町村境に出店する場合の留意事項

大規模小売店舗を中心とする半径1kmの範囲内に、「隣接市町村」の区域を含む場合は、「説明会開催計画書」及び「説明会実施状況報告書」を、当該「隣接市町村」にも提出していただくようお願いします。[要綱7⑤、⑥]

なお、隣接市町村が横浜市及び相模原市であって、届出が法6②及び法附5①の場合には「説明会開催計画書」及び「説明会実施状況報告書」の送付は必要ありません。

VI 届出事項及び届出書類等一覧表

1 届出書一覧表

		届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
1	新設の届出	大規模小売店舗を新設しようとする場合 ○ 店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物を設置する場合 ○ 建物の床面積を変更し、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 ○ 建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 大規模小売店舗の新設をする日 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法5①	開店日の8か月前まで	○様式第1 大規模小売店舗届出書〔省令3③〕	85
					○記載例「1 新設の届出」	32
2	(1) 設置者等の変更の届出	次の届出事項を変更した場合 (1) 大規模小売店舗の名称 (2) 大規模小売店舗の所在地 (3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (4) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更した事項 (3) 変更の年月日 (4) 変更する理由	法6①	変更後遅滞なく	○様式第2 変更届出書〔省令6〕	86
					○記載例「2 変更の届出(1)設置者等の変更の届出」	37
	(2) 配置や運営方法等の変更の届出	次の届出事項を変更しようとする場合 (1) 大規模小売店舗の新設をする日 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する年月日 (4) 変更する理由	法6②	変更日の8か月前まで	○様式第3 変更届出書〔省令7②〕	87
				変更日前にあらかじめ届出	○記載例「2 変更の届出(2)配置や運営方法等の変更の届出」	40

添 付 書 類	提出部数	留 意 事 項
○「添付書類一覧表」(p30)の「9 添付書類」 ※ 次の届出事項については、参考として数値が確認できる書類を別葉で添付してください。 (1)店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項のうち、次の事項 ア 駐車場の収容台数 イ 駐輪場の収容台数 ウ 荷さばき施設の面積 エ 廃棄物等の保管施設の容量	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	○設置者が複数の場合は、原則として連名で届け出てください。
なし ※「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。(「記載例」(p38)参照)	正本1部 写し1部	○「店舗の所在地の変更」とは、登記の変更により地番が変わる場合等、形式的な地番変更を指します。 ○「設置者の氏名又は名称の変更」とは、商号等の変更を指し、譲渡や相続等による設置者の変動は「7 承継の届出」が必要となります。 ○「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」には、商号変更のみでなく、小売業を行う者の出退店及び相続や合併等による変更も含まれます。
○「添付書類一覧表」(p30)の「9 添付書類」3～12について、変更前後の状況が分かるように記載してください。 ※「小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。(「記載例」(p38)参照) ※ 次の届出事項の変更については、参考として数値が確認できる書類を別葉で添付してください。 (1)店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項のうち、次の事項 ア 駐車場の収容台数 イ 駐輪場の収容台数 ウ 荷さばき施設の面積 エ 廃棄物等の保管施設の容量	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	〈軽微な変更〉 ○軽微な変更として、手続を行おうとするときは、あらかじめご相談ください。(「Ⅲ－5 軽微な変更」参照) 〈掲示による説明会を行うこととなる変更〉 ○掲示による説明会を行うこととなる変更として手続を行おうとするときは、あらかじめご相談ください。(「Ⅴ－8 説明会の特例」参照) 〈届出不要の変更〉 ○次の変更については、届出の必要はありません。(「Ⅲ－2 届出が不要な場合」参照) (1)一時的な変更 (2)新設日の繰下げ (3)県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨の通知をした場合の新設日の繰上げ (4)店舗面積の合計の減少 (5)届出している「店舗面積の合計」の1割以内の面積の増加(ただし、店舗面積10,000㎡超の店舗については、1,000㎡以下の増加まで) (6)駐車場又は駐輪場の収容台数の増加 (7)荷さばき施設の面積の増加 (8)廃棄物等の保管施設の容量の増加 (9)小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ

	届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
3 県意見を踏まえた変更届出	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由	法8⑦	—	○様式第5 届出事項変更届出書 〔省令16〕	89
				○記載例「3 県意見を踏まえた変更届出」	43
4 届出事項を変更しない旨の通知	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合 ○ 届出事項を変更せずに、県の意見に対応する場合	法8⑦	—	○様式なし	—
				○記載例「4 届出事項を変更しない旨の通知」	45
5 県勧告を踏まえた変更届出	県の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由	法9④	—	○様式第6 届出事項変更届出書 〔省令18〕	90
				○記載例「5 県勧告を踏まえた変更届出」	46
6 廃止の届出	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 (5) 変更する理由	法6⑤	店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日 まで	○様式第4 大規模小売店舗廃止届出書 〔省令9〕	88
				○記載例「6 廃止の届出」	48
7 承継の届出	設置者の地位を承継した場合 ○ 大規模小売店舗を譲り受けた場合 ○ 設置者に相続があった場合 ○ 設置者に合併があった場合 ○ 設置者に分割があった場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日 (3) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所 (4) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由 (5) 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積	法11③	承継後遅滞がなく	○様式第7 承継届出書 〔省令19〕	91
				○記載例「7 承継の届出」	49

添 付 書 類	提出部数	留 意 事 項
○「添付書類一覧表」(p30)の「9 添付書類」2～12について、変更前後の状況が分かるように記載してください。 ※ 次の届出事項の変更については、参考として数値が確認できる書類を別葉で添付してください。 (1)店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項のうち、次の事項 ア 駐車場の収容台数 イ 駐輪場の収容台数 ウ 荷さばき施設の面積 エ 廃棄物等の保管施設の容量	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該届出から2か月経過した後でなければできません。 また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該届出から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。
○ 対応の結果、添付書類に変更が生じる場合は、変更前後の添付書類を併せて提出してください。また、添付書類に変更が生じない場合においても、その対応をもって県意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	○ 通知の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該通知から2か月経過した後でなければできません。 また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該通知から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。
○「添付書類一覧表」(p30)の「9 添付書類」2～12について、変更前後の状況が分かるように記載してください。 ※ 次の届出事項の変更については、参考として数値が確認できる書類を別葉で添付してください。 (1)店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項のうち、次の事項 ア 駐車場の収容台数 イ 駐輪場の収容台数 ウ 荷さばき施設の面積 エ 廃棄物等の保管施設の容量	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。
なし ※ 廃止後、1,000㎡以下で営業を続ける場合には、参考として面積を確認できる書類を別葉で添付してください。	正本1部 写し1部	○ 当該届出は既存店(「Ⅲ－4 法施行前に営業を開始している大規模小売店舗に係る届出」参照)が店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合にも必要です。
○ 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割を証する書類 (建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等)	正本1部 写し1部	○ 承継後の設置者から届け出ます。

	届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
8 既存店の変更届出	既存店（「Ⅲ－４法施行前に営業を開始している大規模小売店舗に係る届出」参照）が、法施行後、最初に次の（１）～（３）の事項を変更しようとする場合	法附則5①、③	変更日の８か月前まで	○様式第８ 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書	92
	(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量			[省令20] ○記載例「８ 既存店の変更届出」	50
	(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の出入口の数、位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する年月日 (4) 次のうち変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 ② 駐輪場の位置及び収容台数 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		変更日前にあらかじめ届出		

添 付 書 類	提出部数	留 意 事 項
○「添付書類一覧表」(p30)の「9 添付書類」3～12について、変更前後の状況が分かるように記載してください。 ※ 次の届出事項については、参考として数値が確認できる書類を別葉で添付してください。 (1)店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項のうち、次の事項 ア 駐車場の収容台数 イ 駐輪場の収容台数 ウ 荷さばき施設の面積 エ 廃棄物等の保管施設の容量	正本1部 副本1部 写しの提出部数は別途通知	<既存店の変更> ○ 既存店の場合、「Ⅲ-2 届出が不要な場合」に該当する変更であっても、届出を行う必要があります。 ○ 当該変更届出では、変更に係る事項と併せて、それ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項（新設日を除く）を全て届け出ることになります。 ○ 調整対象となるのは、変更に係る事項のみです。 <軽微な変更> ○ 軽微な変更として、手続を行おうとするときは、あらかじめご相談ください。（「Ⅲ-5 軽微な変更」参照） <掲示による説明会を行うこととなる変更> ○ 掲示による説明会を行うこととなる変更として手続を行おうとするときは、あらかじめご相談ください。（「Ⅴ-8 説明会の特例」参照）

2 添付書類一覧表

	書 類 の 種 類 [根拠]	頁	
		新設	変更
9 添 付 書 類	1 法人にあってはその登記事項証明書 [省令4①(1)]	53	64
	2 主として販売する物品の種類 [省令4①(2)]	53	64
	3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 [省令4①(3)]	53	64
	4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(4)]	54	65
	5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [省令4①(5)]	56	67
	6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [省令4①(6)]	57	71
	7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 [省令4①(7)]	58	71
	8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [省令4①(8)]	58	72
	9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [省令4①(9)]	58	72
	10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(10)]	59	73
	11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(11)]	60	74
	12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(12)]	62	75
10 図添 面付	1 広域見取図	76	
	2 周辺見取図		
	3 建物配置図		
	4 各階平面図（必要に応じて立面図等）		

3 説明会関連提出書類一覧表

	提出事由〈記載事項〉	根拠	提出時期	様式	頁	留意事項
11 説 明 会 開 催 計 画 書	説明会の開催計画を定めた場合	要綱7⑤	開催計画策定後、速やかに（原則として説明会の開催公告の1週間前まで）	要綱様式第1 説明会開催計画書	100	○ 開催計画の策定は、説明会の回数が確定してから行うようにしてください。
	〈記載事項〉 (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 説明会開催予定日時、場所 (3) 説明会開催の周知方法 (4) その他の特記事項			○記載例 「12 説明会開催計画書」	80	
12 報 告 書 説 明 会 実 施 状 況	説明会を終了した場合	要綱7⑥	全ての説明会終了後、速やかに	要綱様式第2 説明会実施状況報告書	101	
	〈記載事項〉 (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 実施状況			○記載例 「13 説明会実施状況報告書」	82	

Ⅶ 届出書類等の記載例

1 届出書

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

- 届出書類等の様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。

○記載例 → ゴシック文字

○記載要領 → 内

記載例「1 新設の届出」

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出後、県意見の通知までの間に、建物の権利移譲等や、設置者が法人の場合で代表者変更等がある場合は、別途届出が必要になりますので、ご注意ください。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○

- ・設置者が自然人の場合は氏名及び住所、法人の場合は名称、代表者の役職名・氏名及び住所を記載してください。
- ・設置者が複数の場合は、原則として連名で届け出てください。（別紙での記載可）

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○○市○○町○○－○○

- ・所在地は、住居表示ではなく建物登記簿上の所在地番とします。建物設置場所に係る地番が複数ある場合は、店舗の部分の面積が最も多くかかる地番を記載し、他の地番は「ほか」としてください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名（名称）	代表者氏名（法人の場合）	住 所
1	株式会社○○	代表取締役 ○ ○ ○ ○	○○市○○町○○－○○
2	有限会社△△△△	代表取締役 △ △ △ △	東京都△△区△△町△
3	□ □ □ □	－	□□郡□□町□□－□

- ・小売業を行う者の数が多い場合は、別紙とすることも可能です。
- ・1行目に、主な小売業者を記載してください。
- ・小売業者が法人の場合、代表者の役職名は登記事項証明書の記載と一致させてください。

3 大規模小売店舗の新設をする日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・開店予定日（店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える予定の日）を記載してください。
- ・原則として届出日から8か月経過後の日以降としてください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
〇, 〇〇〇 ㎡

- ・面積の数値は、小数点第1位を四捨五入してください。（例）1,456.47㎡→1,456㎡
- ・店舗面積が複数階にわたる場合は、**合計を四捨五入**してください。
- ・店舗面積が確認できる書類及び「各階面積内訳表」を作成し、参考として別葉で添付してください。

<各階面積内訳表> （参考）

（単位：㎡）

階 層		1階	2階	〇階	合 計
店 舗 面 積					
併 設 施 設	オフィス				
	映画館				
	レストラン				
	ゲームセンター				
	□□□□				
	小 計				

- ① 「店舗面積」欄は、小売業を行うための店舗部分の床面積を記載してください。
- ② 「併設施設」欄は、施設ごとにその用に供される部分の床面積を記載してください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

	位 置	収容台数（台）
駐車場N○.1	別添 図面△建物配置図 のとおり	150
駐車場N○.2	別添 図面○周辺見取図 のとおり	30
駐車場N○.3	別添 図面□各階平面図（2F） のとおり	50
駐車場N○.4	別添 図面◇各階平面図（屋上） のとおり	50
合 計		280

- ・現実に店舗のために整備していて、店舗の来客者が利用することができる駐車場（自己所有であるか否かを問いません。）すべてについて駐車場ごとに記載してください。
- ・店舗の来客者の車両とそれ以外の車両とで共用され、これらの車両の駐車部分が明確に区切られている駐車場の場合、店舗の来客者以外の車両を駐車する区画は除いてください。
- ・駐車場にEV用充電器を設置する場合、EV等以外の自動車（ガソリン車等）の利用を完全に排除しないようなケース（例えば、EV等を優先する駐車スペース）、充電器を使用する車の利用に限定するケース（例えば、EV等を専用とする駐車スペース）のいずれの場合についても、駐車場の総台数や稼働状況を踏まえ、周辺の地域の生活環境の保持に配慮されたものであれば、必要な駐車場の台数に算入することができます。

- ・「位置」については、記載例「11 添付図面」を参照して次のとおり図示し、「位置」欄には、図示した図面の名称を記載してください。
 - ①敷地内の屋外駐車場 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p 77)
 - ②敷地内の屋内駐車場 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」(p 78)
 - ③敷地外の駐車場（隔地駐車場）
→ 記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p 76)
 - ・「収容台数」については、駐車場ごとに次のとおり記載してください。また、上記の位置を示した図面に駐車マスを記載する等、駐車場ごとの収容台数を確認できるようにしてください。
 - ①店舗の来客者専用の駐車場の場合 → 総収容台数
 - ②店舗の来客者の車両とそれ以外の車両とで共用され、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない駐車場の場合 → 総収容台数
 - ③借上げ駐車場の場合 → 店舗の来客者の車両用として契約している台数
 - ④公共駐車場の場合 → 店舗の来客者の車両用として確実に使用可能と見込まれる台数
- ※店舗の来客者専用でない借上げ駐車場や公共駐車場など、店舗の敷地以外の駐車場を届け出た場合は、駐車場ごとに店舗からの距離（当該駐車場の出入口と店舗の敷地の出入口の歩行者の経路の距離）や契約内容（期間、台数等）、利用状況、総収容台数などを明らかにして、敷地外駐車場の届出駐車台数が店舗の来客者用として確実に使用可能であると判断した考え方を示してください。

＜公共駐車場等の利用の状況＞ （参考）

駐車場	位 置	店舗からの距離 (m)	総収容台数 (台)	届出駐車台数 (台)	届出駐車台数の算出根拠
公共駐車場 No.	別添 図面 ○ 周辺見取図 のとおり				
借上げ駐車場 No.	〃				

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	位 置	収容台数 (台)
駐輪場 No. 1	別添 図面△建物配置図 のとおり	50
駐輪場 No. 2	別添 図面△建物配置図 のとおり	30
合 計		80

- ・来客者が利用することができる駐輪場すべてについて駐輪場ごとに記載してください。
- ・「位置」については、記載例「11 添付図面」を参照して次のとおり図示し、「位置」欄には、図示した図面の名称を記載してください。
 - ①屋外駐輪場 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p 77)
 - ②屋内駐輪場 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」(p 78)
- ・「収容台数」については、収容台数を確認できるようにしてください。
- ・図面等で1台あたりの寸法（ラック式の場合はラックの寸法）が確認できるようにしてください。
- ・自動二輪車の利用者が相当程度見込まれる店舗にあつては、原則として、一定の区画を区分して、駐車場所を確保するよう努めるとともに、可能な限り動線を分離する等して安全への配慮をしてください。
- ・年間の平均的な休業日（平日の来客数が休業日よりも多くなる場合は来客数が最大となる当該曜日）における店舗の来客の自転車台数がピークとなる1時間について予想される必要駐輪台数及びその算出根拠が確認できる書類を、参考として別葉で添付してください。

- ・自転車賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートは駐輪場の一形態であることから、大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するものであれば、駐輪場の収容台数に含めることができます。なお、「コミュニティサイクル」、「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている駐輪場についても同様となります。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	位 置	面積 (㎡)
荷さばき施設 No. 1	別添 図面△建物配置図 のとおり	100
荷さばき施設 No. 2	別添 図面□各階平面図 (B1F) のとおり	150
合 計		250

- ・店舗の敷地内において、専用で確保するようにしてください。
- ・荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含み、店舗の屋内か屋外かは問いません。）すべてについて、荷さばき施設ごとに記載してください。
- ・荷さばき待ちの車両が待機するための場所及び荷下ろし作業後の荷の一時保管場所がある場合は、それも含めるようにしてください。
- ・「位置」については、記載例「11 添付図面」を参照して次のとおり図示し、「位置」欄には、図示した図面の名称を記載してください。
 - ①屋外荷さばき施設 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p77)
 - ②屋内荷さばき施設 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」(p78)
- ・「面積」については、図面等で寸法や算定式が確認できるようにしてください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容量 (m³)
廃棄物保管施設 No. 1	別添 図面△建物配置図 のとおり	30
廃棄物保管施設 No. 2	別添 図面△建物配置図 のとおり	20
合 計		50

- ・店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（店舗の屋内か屋外かを問いません。）のすべてについて、保管施設ごとに記載してください。
- ・店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。
- ・「位置」については、記載例「11 添付図面」を参照して図示し、「位置」欄には、図示した図面の名称を記載してください。
 - ①屋外保管施設 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p77)
 - ②屋内保管施設 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」(p78)
- ・「容量」については保管施設ごとに次のとおり記載してください。
 - ①店舗から排出される廃棄物等専用の保管施設の場合 → 総容量
 - ②店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等を同一の保管場所に保管する場合であって、これらの廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合 → 総容量
- ・「容量」については、図面等で容量の算定式が確認できるようにしてください。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分

- ・「2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」で記載した小売業を行う者ごとに開店時刻及び閉店時刻を設定する場合は、小売業を行う者ごとに記載してください。
- ・小売業を行う者の数が多い場合は、別紙とすることも可能です。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	利用可能時間帯
駐車場N○. 1	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分
駐車場N○. 2～4	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・「5 (1) 駐車場の位置及び収容台数」で記載した駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。
- ・開店時刻及び閉店時刻を勘案して確実に入出庫可能な時間帯を設定してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数 (か所)	位 置
入口	4	別添 図面△建物配置図 駐車場入口N○. 1、2 のとおり
		別添 図面○周辺見取図 駐車場入口N○. 1、2、3、4 のとおり
出口	4	別添 図面△建物配置図 駐車場出口N○. 1、2 のとおり
		別添 図面○周辺見取図 駐車場出口N○. 1、2、3、4 のとおり

- ・原則として、公道から「5 (1) 駐車場の位置及び収容台数」で記載した駐車場の敷地への、店舗の来客の自動車の入口と出口の数と位置をすべて記載してください。
 - ・「位置」については、記載例「11 添付図面」を参照して図示し、「位置」欄には、図示した図面の名称を記載してください。
 - ①敷地内駐車場の出入口 →記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p 77)
 - ②①及び隔地駐車場の出入口 →記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p 76)
- なお、交差点付近に出入口を設けると、駐車場法等の規定のみならず、実際の交通への影響が懸念され、また、複数の出入口を近接して設置する場合も交通への影響が考えられるので、事前に十分に検討してください。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	利用可能時間帯
荷さばき施設N○. 1	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分
荷さばき施設N○. 2	午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分

- ・「5 (3) 荷さばき施設の位置及び面積」で記載した荷さばき施設ごとに作業を行うことが可能な時間帯を記載してください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「2 変更の届出（1）設置者等の変更の届出」

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出前に、建物の現在の設置者名を、建物の登記事項証明書で確認してください。所有権移転、相続、合併等により前回届出から設置者が変わっている場合は、法第11条第3項の規定による承継の届出が必要になります。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○○

・設置者の氏名（名称）、住所等の変更に係る届出の場合は、変更後のものを記載してください。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：○ □ △ 店

所在地：○○市○○町○○－○○

・名称又は所在地の変更に係る届出の場合は、変更後のものを記載してください。

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）○○計画

（変更後）○□△店

・設置者及び小売業者が法人の場合、代表者の役職名は登記事項証明書の記載と一致させてください。

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 （法人の場合）	住 所	変更理由	変更年月日
株式会社〇〇	代表取締役 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇〇－〇〇	—	—

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名 （法人の場合）	住 所	変更理由	変更年月日
株式会社〇〇	代表取締役 □ □ □ □	〇〇市〇〇町〇〇－〇〇	代表者 変更	令和〇年 〇月〇日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 （法人の場合）	住 所	変更理由	変更年月日
株式会社〇〇	代表取締役 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇〇－〇〇	—	—
株式会社□□	代表取締役 □ □ 〇 〇	□□市□□町□□	—	—
有限会社△△△	代表取締役 △ △ △ △	東京都△△区△△町△	退店	令和〇年 ×月〇日
株式会社□□□	代表取締役 〇 〇 □ □	△△市△△町△－△△	—	—
—	—	—	—	—

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名 （法人の場合）	住 所	変更理由	変更年月日
株式会社〇〇	代表取締役 〇 〇 〇 〇	東京都△△市△△町△△	住所変更	令和〇年 〇月〇日
株式会社□□	代表取締役 □ □ □ □	□□市□□町□□	代表者 変更	令和〇年 ×月×日
削除	—	—	—	—
株式会社〇〇〇	代表取締役 〇 〇 □ □	△△市△△町△－△△	商号変更	令和〇年 □月□日
株式会社□□□	代表取締役 □ □ □	□□郡□□町□□－□	新規出店	令和〇年 △月△日

- ・ 変更に係る小売業を行う者ごとに記載してください。
- ・ 小売業を行う者の入替え等による変更の場合は、上記「(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等」のように、変更前後の小売業を行う者の関係が分かるように記載してください。

3 変更の年月日

2－（１）令和〇〇年〇〇月〇〇日

2－（２）「変更年月日」に記載のとおり

2－（３）「変更年月日」に記載のとおり

4 変更する理由

2－（１）の変更 店舗名称の確定のため

2－（２）の変更 「変更理由」に記載のとおり

2－（３）の変更 「変更理由」に記載のとおり

- ・参考として、変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間を記載した「＜参考＞小売業者等一覧表」を次のとおり別葉で添付してください。
- ・「主として販売する物品の種類」の記載については、p 53 を参照してください。
- ・「小売業者等一覧表」の１行目には、主な小売業者を記載してください。
- ・小売業者等が１者の場合でも添付してください。

＜参考＞小売業者等一覧表

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

	小売業を行う者の 氏名（名称）	代表者氏名 （法人の場合）	住所	主として販売する 物品の種類	営業時間
1					
2					
3					

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「2 変更の届出（2）配置や運営方法等の変更の届出」

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出前に、建物の現在の設置者名を、建物の登記事項証明書で確認してください。建物の権利移譲等や、設置者が法人の場合は代表者変更等がある場合は、別途届出が必要になりますので、ご注意ください。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：○ ○ ○ 店

所在地：○○市○○町○○－○○

2 変更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) ○, ○○○㎡

(変更後) △, △△△㎡

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

①駐車場の収容台数

②駐輪場の収容台数

③荷さばき施設の面積

④廃棄物等の保管施設の容量

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位 置	収容台数（台）
駐車場N○. 1	別添 図面△建物配置図 変更前 のとおり	150
駐車場N○. 2	別添 図面○周辺見取図 変更前 のとおり	100
駐車場N○. 3	別添 図面□各階平面図 変更前（2F）のとお	50
駐車場N○. 4	別添 図面◇各階平面図 変更前（屋上）のとお	50
合 計		350

(変更後)

	位 置	収容台数（台）
駐車場N○. 1	別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり	150
駐車場N○. 2	別添 図面○周辺見取図 変更後 のとおり	80
駐車場N○. 3	別添 図面□各階平面図 変更後（2F）のとお	50
駐車場N○. 4	別添 図面◇各階平面図 変更後（屋上）のとお	50
合 計		330

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位 置	面積 (㎡)
荷さばき施設 No. 1	別添 図面△建物配置図 変更前 のとおり	100
荷さばき施設 No. 2	別添 図面□各階平面図 変更前 のとおり	150
合計		250

(変更後)

	位 置	面積 (㎡)
荷さばき施設 No. 1	別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり	100
荷さばき施設 No. 2	別添 図面◇各階平面図 変更後 のとおり	130
合計		230

・「位置」の変更の場合、記載例「11 添付図面」を参照して、次の図面に変更前と変更後の関係がわかるように図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。

①駐車場の位置の変更

- a 敷地内の屋外駐車場 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」(p 77)
- b 敷地内の屋内駐車場 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」(p 78)
- c 敷地外の駐車場(隔地駐車場)
→ 記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p 76)

※ a、b の大まかな位置については、「11 添付図面」の「2 周辺見取図」にも記載してください。

②駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置の変更

- a 屋外の施設 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」
- b 屋内の施設 → 記載例「11 添付図面」の「4 各階平面図」

③駐車場の自動車の出入口の位置の変更

- a 敷地内駐車場の出入口 → 記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」
- b a 及び隔地駐車場の出入口 → 記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」

・「位置」が分散している場合、原則として変更のない箇所についても図示した図面を添付してください。

(4) 小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

閉店時刻
午後〇〇時〇〇分

(変更後)

閉店時刻
午後△△時△△分

3 変更する年月日

2－（１）～（３）の変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2－（４）の変更 令和△△年△△月△△日

- ・店舗の新設をする日、店舗内の店舗面積の合計、店舗の施設の配置に関する事項に係る変更の場合
→原則として届出日から８か月経過後の日以降とします。
- ・店舗の施設の運営方法に関する事項に係る変更の場合
→変更を行おうとする日を記載してください。

4 変更する理由

営業計画の変更のため

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「3 県意見を踏まえた変更届出」

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○ ○

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

	位 置	収容台数（台）
駐車場N○.1	別添 図面△建物配置図 変更前 のとおり	150
駐車場N○.2	別添 図面△建物配置図 変更前 のとおり	100
合 計		250

（変更後）

	位 置	収容台数（台）
駐車場N○.1	別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり	180
駐車場N○.2	別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり	120
合 計		300

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

① 駐車場の収容台数

② 駐輪場の収容台数

③ 荷さばき施設の面積

④ 廃棄物等の保管施設の容量

3 変更する理由

県の意見を踏まえ、車道に来客者の入庫待ち行列が発生しないようにするため。

- ・ 県の意見との関係がわかるよう、変更した理由を記載してください。
- ・ 届出事項の変更のほかに、届出事項を変更しないで県意見への対応をとる事項を含む場合は、その対応により県意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「4 届出事項を変更しない旨の通知」

届出事項を変更しない旨の通知

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○ ○

2 県意見を踏まえて対応しようとする事項

駐車場入口N o. 2に設置する発券ブースの台数

(変更前)

1 台

(変更後)

2 台

・添付書類に変更が生じない場合は、県意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。

3 対応する理由

県の意見を踏まえ、車道に来客者の入庫待ち行列が発生しないようにするため。

- ・県の意見との関係がわかるよう、対応する理由を記載してください。
- ・県意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 根拠を示す書類を添付すること。

記載例「5 県勧告を踏まえた変更届出」

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：○ ○ ○ 店

所在地：○○市○○町○○－○○

2 変更しようとする事項

（1）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

	利用可能時間帯
駐車場N○. 1	午前○○時○○分～午後○○時○○分
駐車場N○. 2	午前○○時○○分～午後○○時○○分

（変更後）

	利用可能時間帯
駐車場N○. 1	午前○○時○○分～午後□□時□□分
駐車場N○. 2	午前○○時○○分～午後△△時△△分

（2）駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）

	位 置
入口	別添 図面△建物配置図 変更前 駐車場入口N○. 1 のとおり
出口	別添 図面△建物配置図 変更前 駐車場出口N○. 1 のとおり

（変更後）

	位 置
入口	別添 図面▽建物配置図 変更後 駐車場入口N○. 1 のとおり
出口	別添 図面▽建物配置図 変更後 駐車場出口N○. 1 のとおり

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

① 駐車場の収容台数

② 駐輪場の収容台数

③ 荷さばき施設の面積

④ 廃棄物等の保管施設の容量

3 変更する理由

「近隣住宅への騒音防止のため、出入口を住宅側から県道側に移すべき」との県の勧告を踏まえた措置をとるため。

・勧告との関係がわかるよう、変更する理由を簡潔に記載してください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「6 廃止の届出」

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

・店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日までに届け出てください。

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○○市○○町○○－○○

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3, 5 0 0 ㎡

- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

9 0 0 ㎡

・店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下として営業を続ける場合には、参考として廃止後の店舗面積を確認できる書類を添付してください。

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

令和○○年○○月○○日

・店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日を記入してください。

- 5 変更する理由

店舗部分（2, 6 0 0 ㎡）の用途を変更し、飲食店と事務所にするため。

・店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする理由を簡潔に記入してください。

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例「7 承継の届出」

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

・ 承継後の設置者から
届け出てください。

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○ ○

- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日

令和○○年○○月○○日

・ 添付書類（建物の登記事項証明書等）で確認できる日付（原因日付）を記載してください。

- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所

名 称 : 株式会社 △ △ △ △

住 所 : △ △ 市 △ △ 町 △ △ - △ △

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由

株式会社 △ △ △ △ を合併したため。

・ 譲渡、相続、合併又は分割の理由を簡潔に記載してください。
（例）売買により取得 等

- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

○, ○○○㎡

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。

3 ※印の項は記載しないこと。

・ 建物の登記事項証明書など譲渡、相続、合併又は分割の事実を公的に証明できる書類を添付してください。

記載例「8 既存店の変更届出」

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出前に、建物の現在の設置者名を、建物の登記事項証明書で確認してください。届出後、県意見の通知までの間に建物の権利移譲等や、設置者が法人の場合は代表者変更等がある場合は、別途届出が必要になりますので、ご注意ください。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○－○

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : ○○市○○町○○－○○

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前○時 閉店時刻 午後○時

（変更後）開店時刻 午前△時 閉店時刻 午後△時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前○時 ～ 午後○時

（変更後） 午前△時 ～ 午後△時

・記載例「2 変更の届出（2）配置や運営方法等の変更の届出」（p40）を参照してください。

3 変更する年月日

令和○○年○○月○○日

- ・店舗内の店舗面積の合計、店舗の施設の配置に関する事項に係る変更の場合
→原則として届出日から8か月経過後の日以降とします。
- ・店舗の施設の運営方法に関する事項に係る変更の場合
→変更を行おうとする日を記載してください。

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

- ・ 変更に係るもの以外の事項をすべて記載してください。
- ・ 記載方法は、記載例「1 新設の届出」(p 32)を参照してください。
- ・ 「2 変更しようとする事項」に記載済みの事項であっても、項目は省略せずに、「2 変更しようとする事項」に記載済みの旨記載してください。

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 1行目に、主な小売業者を記載してください。
- ・ 小売業者が法人の場合、代表者の役職名は登記事項証明書の記載と一致させてください。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- ③ 荷さばき施設の位置及び面積
- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
「2 変更しようとする事項」に記載済み
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
「2 変更しようとする事項」に記載済み
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

VII 届出書類等の記載例

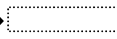
2 添付書類

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

- ・届出書類等の様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。

○記載例 → ゴシック文字

○記載要領 →  内

記載例「9 添付書類」
 <「新設の届出」編>

○ 以下の記載例は標準的な例を示したものです。詳細については事前にご相談ください。

1 法人にあってはその登記事項証明書
 別添のとおり

- ・設置者が法人の場合、その法人の登記事項証明書を添付してください。
- ・設置者が個人の場合で、県が住民基本台帳ネットワークにより設置者本人の確認ができない場合には、本籍地を必ず省略した住民票の写しを添付してください。

2 主として販売する物品の種類

	小売業を行う者の氏名（名称）	主として販売する物品の種類
1	（株）〇〇	食料品
2	（有）△△△△	衣料品
3	□□□□	総 合

- ・「主として販売する物品」欄は、小売業を行う者ごとに「衣料品」、「食料品」及び「住・生活関連品」のうち、「総年間販売予定額」の70%を超える取扱品を記載してください。いずれの取扱品も70%を超えない場合は「総合」と記載してください。
- ・1行目に、主な小売業者を記載してください。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

別添「図面○周辺見取図」、「図面△建物配置図」及び「図面□各階平面図」のとおり

- ・記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」（p76）、「3 建物配置図」（p77）及び「4 各階平面図」（p78）を参照してください。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

【指針により算出する場合】

	事 項 等	必要駐車台数等	各事項算出のための計算式等
店舗の来客者	地区の区分	商業・その他地区	(理由：)
	S：店 舗 面 積	千㎡	※6, 981㎡→6. 981千㎡
	A：店舗面積当たり 日來客数原単位	人/千㎡	
	B：ピーク率	14. 4%	
	L：駅からの距離	m	(駅名： ○○線△△駅)
	C：自動車分担率	%	
	D：平均乗車人員	人/台	
	E：平均駐車時間係数		
	F：必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
その他の施設等の利用者	従業員通勤車両用	台	
	業務用車両用	台	
	搬出入車両用	台	
	併設施設の車両用	台	
	その他	台	
	G：その他の施設等必要 駐車台数計	台	
必要駐車台数合計		台	F + G
届出収容台数合計		台	

- ・年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる場合は来客数が最大となる当該曜日。以下同じ。）における店舗の来客の自動車台数がピークとなる1時間について予想される必要駐車台数を算出してください。
- ・「L：駅からの距離」欄は、原則として、駅の最寄りの改札口から店舗の敷地を結んだ地図上の直線距離を記載してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合であって、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない場合に記載してください。
- ・複数の併設施設がある場合は、用途や事業の種類ごとに根拠を示し、「併設施設の車両用」として必要駐車台数を算出してください。ただし、参考資料「各階面積内訳表」（p33）の「併設施設」の欄の合計が店舗面積の合計の2割を超えない場合、記載を省くことも可能です。

【特別の事情により指針以外の方法で算出する場合】

特別の事情の説明：	
算出根拠：	
必要駐車台数合計：	台
届出収容台数合計：	台

- ・既存の類似店舗における実績等を参考にして算出する場合には、原則として次の項目を明らかにして算出してください（県内での店舗も含め、首都圏を中心として可能な限り多くの店舗のデータを示してください）。
 - ①参考とした店舗名、所在地
 - ②参考とした店舗の概要（店舗面積、業態、所在市町村の人口、商圈規模、営業時間帯、併設施設、駐車台数、用途地域、駅からの距離、周辺主要道路、通過交通量（台／日）等）
 - ③参考とした理由（データ等に基づく具体的・合理的な理由を記載してください）
 - ④日来店客数（平日・休日）
 - ⑤休日における1時間ごとの来客車両数
 - ⑥自動車分担率
 - ⑦平均乗車人員
 - ⑧駐車場の平均駐車時間

＊ 可能であれば、参考とした店舗の周辺見取図と建物配置図を添付してください。
- ・既存の類似店舗とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいいます。
- ・他の方法で算出する場合にも、算出根拠として、上記の項目と同程度の項目を明らかにしてください。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出

項 目		予測来台数 (台)	予測来台数の算出根拠
店舗の来客車両			
その他の施設等の利用者	従業員通勤車両		
	業務用車両		
	搬出入車両		
	併設施設の車両		
	その他		
予測来台数合計			—
駐車場入口	N o .		
	N o .		
	N o .		
	N o .		
	予測来台数合計		

- ・年間の平均的な休祭日における店舗の来客の自動車台数がピークとなる 1 時間について予想される自動車来台数を算出してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場入口が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合に記載してください。
- ・複数の併設施設がある場合は、施設の用途や事業の種類ごとに根拠を示し、「併設施設の車両」として予測自動車来台数を算出してください。ただし、参考資料「各階面積内訳表」（p 33）の「併設施設」の欄の合計が、店舗面積の合計の 2 割を超えない場合、記載を省くことも可能です。
- ・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、届出に係る駐車場の入口ごとの予測来台数を記載し、「予測来台数の算出根拠」の欄に、その算出根拠を記載してください。（現状の交通量調査の結果を根拠として算出した場合は、その調査結果等の関連資料を添付してください。）
- ・上記の駐車場の入口ごとの「予測来台数の算出根拠」に従って、記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」（p 76）等に、経路別の自動車のピーク 1 時間の予測来台数を主要幹線道路（国道、県道等）から各駐車場の入口に至る道路や主な交差点ごとに記載してください。（予測来台数に併設施設を始めとしたその他の施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（ ）で内数として併記してください。）
- ・駐車場の出入口については、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場について、これを遵守することは当然ですが、同法の適用を受けない場合であっても、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとする必要があります。

(2) 駐車場の自動車の入口の形式

①年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間における駐車場の入口の入庫処理能力

駐車場入口	予測来台数 (台)	入庫処理能力 (台／h)	入庫処理能力算出のための 計算式等
N o .			
N o .			
N o .			
N o .			
合 計		—	—

- ・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、(1)の「駐車場入口」の「予測来台数」を転記してください。
- ・「入庫処理能力算出のための計算式等」欄には、次の計算式を記入してください。
【入庫処理能力】

$$\{60 \text{ 分} / (\text{メーカーから提供される 1 台当たりの処理時間 (分)} + \text{乗客の乗降時間等 (分)})\}$$

$$(\times \text{発券ブース等の台数: 1 つの出入口で複数台設置されている場合})$$
- ・「メーカーから提供される 1 台当たりの処理時間」を示す仕様書、パンフレットなどがあれば添付してください。
- ・上記の計算式では「入庫処理能力」を算出することができない方法で入庫処理を行う場合は、その方法にあわせて入庫処理能力を算出し、その根拠を「入庫処理能力算出のための計算式等」欄に記載してください。

②敷地内駐車待ちスペース

駐車場入口	駐車待ちスペース (m)	必要な駐車待ちスペース	
		長さ (m)	算出根拠
N o .			
N o .			
N o .			
N o .			

- ・「算出根拠」欄には、次の計算式を記入してください。
【必要な駐車待ちスペース】

$$(\text{当該入口 1 分当たりの来台数 (台)} \times 1.6 - \text{当該入口の 1 分当たりの入庫処理可能台数 (台)}) \times 6 \text{ (m: 平均車頭間隔)}$$

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

項 目	具体的な内容
自動車の案内経路	別添「図面○周辺見取図」のとおり
自動車の案内方法 (例)	
看板等の設置	設置場所: 別添「図面○周辺見取図」のとおり 方式等:
交通整理員の配置	配置場所: 別添「図面○周辺見取図」のとおり 人数、配置日時等:
チラシ等の配布	配布方法: 内容等:
その他	

- ・「自動車の案内経路」について、設定に当たり用いた交通量調査の結果や交差点の予測・評価等の関連資料が必要となりますので、併せて提出してください。
- ・「自動車の案内方法」については、実施する内容に応じて適宜記載してください。
- ・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については、記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p 76) 等にその予定場所を明示してください。

- ・看板等ごとに、表示内容（指示方向等）を簡潔に上記図面に明示してください。
- ・来店経路と同様の考え方により、出庫してからの経路も設定することが必要になります。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

No.	時 間 帯	搬出入車両	平均作業時間	延べ時間
		○ t 車（台）		
1	8:00～9:00		○ t 車 分	
	9:00～10:00			
	21:00～22:00			
2	8:00～9:00			
	9:00～10:00			
	20:00～21:00			

- ・「時間帯」欄は届出に係る荷さばき施設ごとに、荷さばきを行うことができる時間帯を1時間ごとに区分してください。
- ・「搬出入車両」欄は当該時間帯において、主に荷さばきを行う車両の車種を「○ t 車」というように記載してください。
- ・欄外に荷さばきを行う車両1台当たりの平均的な荷さばき処理時間（分）を、車種ごとに参考として記載してください。
- ・廃棄物収集車両が荷さばき施設を利用する場合は、搬出入車両と同様に記載してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の位置	遮音壁の高さ（m）
別添 図面○周辺見取図 のとおり	

- ・記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）上に遮音壁の位置（決まっていれば材質及び断面図も）を図示し、その高さを記入してください。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

項 目		稼働時間帯	位 置
冷 却 塔	No. 1	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	別添 図面△建物配置図 のとおり
	No. 2	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
	No. 3	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
室 外 機	No. 1	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
	No. 2	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
	No. 3	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
送 風 機	No. 1	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
	No. 2	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
	No. 3	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	
キュービクル	No. 1	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	

- ・記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等にこれらの機器の位置を図示してください。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 等価騒音レベルの予測の結果

時間の区分	予 測 地 点			予 測 と 評 価	
	位 置 【〇〇〇〇図】	高 さ (m)	用途地域	予測値 (dB)	基準値 (dB)
昼 間 午前 6 時 午後 1 0 時	A				
	B				
	C				
	D				
夜 間 午後 1 0 時 午前 6 時	a				
	b				
	c				
	d				

- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）以外の時間帯であっても、騒音の発生が見込まれる場合は、それらについても予測の対象としてください。
- ・予測地点の「位置」を「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「1 騒音に係る環境基準」（p 61）を参照してください。

(2) 等価騒音レベルの予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、騒音の継続時間、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - * 定常騒音源については、カタログデータをもとに基準距離における騒音レベルを算出し、それをもとに予測を行ってください。（例 カatalogデータが無響室かつ機器から 1 m 離れた地点で測定されている場合は、3 dB 加える等）
 - * 予測において実測値を用いる場合には、別途ご相談ください。
 - ⑤予測地点の考え方
 - ⑥予測計算の経過及びその結果 など
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第 2 版）」（平成 20 年 10 月 経済産業省商務情報政策局流通政策課）を参考としてください。

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(1) 騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

騒音発生源 (例)		予 測 地 点			予 測 と 評 価	
		位 置 【〇〇〇〇図】	高さ(m)	用途 地域	予測値 (dB)	基準値 (dB)
定 常 騒 音	冷却塔					
	室外機					
	給排気口					
	その他					
変 動 騒 音	自動車走行					
	荷さばきアイドリング					
	荷さばき後進警告ブザー					
	廃棄物収集作業					
	BGM等					
	その他					
衝 撃 騒 音	荷さばき荷下ろし					
	荷さばき台車走行					
	その他					

- ・午後11時から午前6時の時間帯（予測時間帯）において騒音の発生が見込まれる場合に記載してください。
- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）が予測時間帯にかからない場合であっても、予測時間帯に騒音の発生が見込まれる場合は記載してください。
- ・「騒音発生源」欄は発生が見込まれる騒音源ごとに記載してください。（一体として運用される機器等が近接して配置されている場合には、別途、合成値の予測もお願いします。合成値の予測にあたっては隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行ってください。）
- ・予測地点の「位置」を「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p77）等に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における夜間の規制基準」（p61）を参照してください。

(2) 騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - *定常騒音源については、カタログデータをもとに基準距離における騒音レベルを算出し、それをもとに予測を行ってください。（例 カatalogデータが無響室かつ機器から1m離れた地点で測定されている場合は、3 dB加える等）
 - *予測において実測値を用いる場合には、別途ご相談ください。
 - ⑤予測計算の経過及びその結果 など
- ・等価騒音レベルの予測の根拠資料と別冊とする必要はなく、内容的に共通する部分は記載を省略することも可能です。
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」（平成20年10月 経済産業省商務情報政策局流通政策課）を参考としてください。

(別表)

1 騒音に係る環境基準

用 途 地 域	地域の類型	基 準 値	
		昼 間	夜 間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	A	5 5 dB 以下	4 5 dB 以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	B		
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	C	6 0 dB 以下	5 0 dB 以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 「その他の地域」とは、都市計画法の用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

3 地域の当てはめは、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として知事が指定する地域」(平成 11 年神奈川県告示第 312 号)に基づく。

2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における夜間の規制基準

用 途 地 域	基準値	騒音規制法に基づく地域指定が行われている市町
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	4 0 dB	(市) 全ての市 (町) 葉山、寒川
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	4 5 dB	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	5 0 dB	
工業地域	5 5 dB	

(注) 1 「夜間」とは午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 「その他の地域」とは、都市計画法の用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

3 地域等の当てはめは、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等」(昭和 49 年神奈川県告示第 430 号)に基づく。

4 騒音規制法に基づく地域指定が行われていない町村の地域については、あらかじめご相談ください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針により算出する場合】

		算 出 根 拠 等					必要保管容量
店 舗	廃棄物種別	S 店 舗 面 積		A 1日当たりの廃棄物等の 排出予測量 (指針原単位×S)	B 平 均 保 管 日 数 (日)	C 見かけ比重 (t / m ³)	A × B ÷ C (m ³)
	紙製廃棄物 等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)			
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	金属製廃棄 物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)			
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	ガラス製廃 棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)			
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	プラスチッ ク製廃棄物 等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)			
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)			
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t				
その他の可燃 性廃棄物等	—	千m ²	t				
リサイクル 関連	算 出 根 拠						必要保管容量
D：小 売 店 舗 必 要 保 管 容 量 計							
そ の 他 の 施 設 等	施 設	算 出 根 拠					必要保管容量
	E：そ の 他 の 施 設 等 必 要 保 管 容 量 計						
必 要 保 管 容 量 合 計 (D + E)							
届 出 保 管 容 量 合 計							

- ・「店舗」の「リサイクル関連」欄は、リサイクル等の推進に関連する法令等に基づいて、廃棄物等の回収・保管を行う場合に必要となる保管容量及びその算出根拠を記載してください。ただし、新聞紙やチラシ等を束ねてリサイクル用として運搬する場合は「紙製廃棄物等」に、リサイクル可能なアルミ製・スチール製の缶等については「金属性廃棄物等」に、ガラス製の容器等については「ガラス製廃棄物等」に、プラスチック製の飲料容器等については「プラスチック製廃棄物等」に、紙屑等は「その他の可燃性廃棄物等」に記載してください。
- ・「その他の施設等」の欄は、店舗から排出される廃棄物等と、レストランやオフィスなど併設施設（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）から排出される廃棄物等を同一の保管場所に保管する場合であって、これらの廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合に記載してください。

〔「C 見かけ比重」について指針の数値によらず算出した場合〕

計算に用いた見かけ比重とその根拠：

【指針以外の方法で算出する場合】

理由：

算出根拠：

必要保管容量合計： m^3

届出保管容量合計： m^3

記載例 「10 添付書類」

＜「配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」編＞

○ 以下の記載例は標準的な例を示したものです。変更の内容によっては、簡略化できる書類もありますので、詳細については事前にご相談ください。

1 法人にあってはその登記事項証明書

別添のとおり

- ・設置者が法人の場合、その法人の登記事項証明書を添付してください。
- ・設置者が個人の場合で、県が住民基本台帳ネットワークにより設置者本人の確認ができない場合には、本籍地を必ず省略した住民票の写しを添付してください。

2 主として販売する物品の種類

	小売業を行う者の氏名(名称)	主として販売する物品の種類
1	(株) ○○	食料品
2	(有) △△△△	衣料品
3	□ □ □ □	総 合

- ・変更の内容にかかわらず記載してください。
- ・「主として販売する物品の種類」欄は、小売業を行う者ごとに「衣料品」、「食料品」及び「住・生活関連品」のうち、「総年間販売予定額」の70%を超える取扱品を記載してください。いずれの取扱品も70%を超えない場合は「総合」と記載してください。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

別添「図面○周辺見取図」、「図面△建物配置図」及び「図面□各階平面図」のとおり

- ・記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p76)、「3 建物配置図」(p77)及び「4 各階平面図」(p78)を参照してください。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

○原則

項 目		変更後必要駐車台数（台） （うち変更により増加（減少） する必要駐車台数（台））	算 出 根 拠 等
店舗の来客車両用		()	（ピーク：〇〇時△△分～〇〇時××分） （理 由： ）
その他の施設等の利用者	従業員通勤車両用	()	
	業務用車両用	()	
	搬出入車両用	()	
	併設施設の車両用	()	
	その他	()	
合 計		()	—
届出収容台数合計			—

- ・「変更後必要駐車台数」の欄は、変更後における、年間の平均的な休祭日の来客車両台数がピークとなる1時間について予想される必要駐車台数の総数を、「（うち変更により増加（減少）する必要駐車台数）」の欄は、上段の「変更後必要駐車台数」のうち当該変更により増加（減少）する必要駐車台数をそれぞれ記載してください。また、それらの算出根拠を「算出根拠等」の欄に記載してください。（特別の事情により指針に示された計算式以外の方法で算出した場合は、「特別の事情の説明」も併せて記載してください。）
- ・現況における駐車場利用実態調査を、休祭日2回、平日1回（平日の来客数が休祭日よりも多くなる場合は平日2回、休祭日1回）行い、各時間帯とも15分単位で入庫及び出庫の台数をカウントして、在庫台数を算出してください。
- ・年間の平均的な休祭日における店舗の来客の自動車台数がピークとなる1時間について駐車需要を満たす収容台数が確保されていることの検証を行ってください。
- ・「店舗の来客車両用」の「算出根拠等」の欄には、ピークと想定される時間帯（15分単位）及びその時間帯をピークと想定した理由も併せて記載してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合であって、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない場合に記載してください。
- ・複数の併設施設がある場合は、用途や事業の種類ごとに根拠を示し、「併設施設の車両用」として必要駐車台数を算出してください。ただし、参考資料「各階面積内訳表」（p33）の「併設施設」の欄の合計が店舗面積の合計の2割を超えない場合、記載を省くことも可能です。

○「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」、「来客が駐車場を利用することができる時間帯」の変更の場合

項 目		変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯のピーク 1 時間における必要駐車台数 (台)	算 出 根 拠 等
店舗の来客車両用			(ピーク：〇〇時～〇〇時) (理 由：)
その他の施設等の利用者	従業員通勤車両用		
	業務用車両用		
	搬出入車両用		
	併設施設の車両用		
	その他		
合 計			—
届出収容台数合計			—

- ・「変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯のピーク 1 時間における必要駐車台数」の欄は、変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯において、年間の平均的な休祭日の来客車両台数がピークとなる 1 時間について予想される必要駐車台数を記載し、その算出根拠を「算出根拠等」の欄に記載してください。
- ・現況における駐車場利用実態調査を、休祭日 1 回、平日 1 回行い、各時間帯とも 1 時間単位で入庫及び出庫の台数をカウントして、在庫台数を算出してください。
- ・「店舗の来客車両用」の「算出根拠等」の欄には、ピークと想定される時間帯（1 時間）及びその時間帯をピークと想定した理由も併せて記載してください。
* 変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯に、総営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）でのピークが到来しない場合は、指針に示された計算式を用いて必要駐車台数を算出することは基本的にできませんので注意してください。ただし、小売業者に変更があり駐車場利用実態調査に基づく予測が困難な場合には、指針に示された計算式を用いることも可能です。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合であって、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない場合に記載してください。
- ・複数の施設がある場合は、用途や事業の種類ごとに根拠を示し、「併設施設の車両用」として必要駐車台数を算出してください。ただし、参考資料「各階面積内訳表」（p 33）の「併設施設」の欄の合計が店舗面積の合計の 2 割を超えない場合、記載を省くことも可能です。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

○原 則

(1) 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出

項 目		変更後における自動車来 台数 (台)	算 出 根 拠 等
店舗の来客車両			
その他の施設 等の利用者	従業員通勤車両		
	業務用車両		
	搬出入車両		
	併設施設の車両		
	その他		
合 計			—
駐 車 場 入 口	N o .		
	N o .		
	N o .		
	N o .		
	合 計		

- ・「変更後における自動車来台数」の欄は、変更後における、年間の平均的な休祭日の店舗の来客車両台数がピークとなる 1 時間について予想される自動車来台数を記載し、その算出根拠を「算出根拠等」の欄に記載してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場入口が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合に記載してください。
- ・「駐車場入口」の「変更後における自動車来台数」欄は、届出に係る駐車場の入口ごとの予測来台数を記載し、「算出根拠等」の欄に、その算出根拠を記載してください。（現状の交通量調査の結果を根拠として算出した場合は、その調査結果等の関連資料を添付してください。）
- ・上記の駐車場の入口ごとの「変更後における自動車来台数」「算出根拠等」に従って、記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」（p 76）等に、経路別の自動車のピーク 1 時間の予測来台数を主要幹線道路（国道、県道等）から各駐車場の入口に至る道路や主な交差点ごとに記載してください。（予測来台数に併設施設を始めとしたその他の施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（ ）で内数として併記してください。）
- ・来店経路と同様の考え方により、出庫してからの退店経路も設定することが必要になります。

(2) 駐車場の自動車の入口の形式

①年間の平均的な休祭日のピーク1時間における駐車場の入口の入庫処理能力

駐車場入口	予測来台数(台)	入庫処理能力(台/h)	算出根拠等
No.			
No.			
No.			
No.			
合計		—	—

- ・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、(1)の「駐車場入口」の「変更後における自動車来台数」を転記してください。
 - ・「算出根拠等」欄には、次の計算式を記入してください。
- 【入庫処理能力】**
 $\{60 \text{ 分} / (\text{メーカーから提供される1台当たりの処理時間(分)} + \text{乗客の乗降時間等(分)})\}$
 (×発券ブース等の台数：1つの出入口で複数台設置されている場合)
- ・「メーカーから提供される1台当たりの処理時間」を示す仕様書、パンフレットなどがあれば添付してください。
 - ・上記の計算式では「入庫処理能力」を算出することができない方法で入庫処理を行う場合は、その方法に基づき入庫処理能力を算出し、その根拠を「算出根拠等」欄に記載してください。

②敷地内駐車待ちスペース

駐車場入口	駐車待ちスペース(m)	必要駐車待ちスペース(m)	算出根拠等
No.			
No.			
No.			
No.			

- ・「算出根拠等」欄には、次の計算式を記入してください。
- 【必要な駐車待ちスペース】**
 $(\text{当該入口1分当たりの来台数(台)} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数(台)}) \times 6$ (m：平均車頭間隔)

○「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」、「来客が駐車場を利用することができる時間帯」の変更の場合

(1) 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出

項 目		変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯のピーク 1 時間における自動車来台数 (台)	算 出 根 拠 等
店舗の来客車両			
その他の施設等の利用者	従業員通勤車両		
	業務用車両		
	搬出入車両		
	併設施設の車両		
	その他		
合 計			—
駐 車 場 入 口	N o .		
	N o .		
	N o .		
	N o .		
	合 計		

- ・「変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯のピーク 1 時間における自動車来台数」の欄は、変更後に新規に駐車需要が発生する時間帯において、年間の平均的な休祭日の来客車両台数がピークとなる 1 時間について予想される自動車来台数を記載し、その算出根拠を「算出根拠等」の欄に記載してください。
- ・「駐車場入口」の「変更後に…ピーク 1 時間における自動車来台数」欄は、届出に係る駐車場の入口ごとの予測来台数を記載し、「算出根拠等」の欄に、その算出根拠を記載してください。(現状の交通量調査の結果を根拠として算出した場合は、その調査結果等の関連資料を添付してください。)
- ・上記の駐車場の入口ごとの「変更後に…ピーク 1 時間における自動車来台数」「算出根拠等」に従って、記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」(p 76)等に、経路別の自動車のピーク 1 時間の予測来台数を主要幹線道路(国道、県道等)から各駐車場の入口に至る道路や主な交差点ごとに記載してください。(予測来台数に併設施設を始めとしたその他の施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を()で内数として併記してください。)
- ・来店経路と同様の考え方により、出庫してからの退店経路も設定することが必要になります。

(2) 駐車場の自動車の入口の形式

①年間の平均的な休祭日のピーク1時間における駐車場の入口の入庫処理能力

駐車場入口	予測来台数(台)	入庫処理能力(台/h)	算出根拠等
No.			
No.			
No.			
No.			
合計		—	—

- ・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、(1)の「駐車場入口」の「変更後に…ピーク1時間における自動車来台数」を転記してください。
- ・「算出根拠等」欄には、次の計算式を記入してください。

【入庫処理能力】

{60分/(メーカーから提供される1台当たりの処理時間(分)+乗客の乗降時間等(分))}
(×発券ブース等の台数:1つの出入口で複数台設置されている場合)

- ・「メーカーから提供される1台当たりの処理時間」を示す仕様書、パンフレットなどがあれば添付してください。
- ・上記の計算式では「入庫処理能力」を算出することができない方法で入庫処理を行う場合は、その方法にあわせて入庫処理能力を算出し、その根拠を「算出根拠等」欄に記載してください。

②敷地内駐車待ちスペース

駐車場入口	駐車待ちスペース(m)	必要駐車待ちスペース(m)	算出根拠等
No.			
No.			
No.			
No.			

- ・「算出根拠等」欄には、次の計算式を記入してください。

【必要な駐車待ちスペース】

(当該入口1分当たりの来台数(台)×1.6-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数(台))×6(m:平均車頭間隔)

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

項 目	具体的な内容
自動車の案内経路	別添「図面○周辺見取図」のとおり
自動車の案内方法（例）	
看板等の設置	設置場所：別添「図面○周辺見取図」のとおり 方式等：
交通整理員の配置	配置場所：別添「図面○周辺見取図」のとおり 人数、配置日時等：
チラシ等の配布	配布方法： 内容等：
その他	

- ・届出事項の変更に伴い、自動車の案内経路又は自動車の案内方法も併せて変更を予定している場合は、変更前後の状況が分かるように記載してください。
- ・「自動車の案内方法」については、実施する内容に応じて適宜記載してください。
- ・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については、記載例「11 添付図面」の「2 周辺見取図」（p 76）等にその予定場所を明示してください。
- ・看板等ごとに、表示内容（指示方向等）を簡潔に上記図面に明示してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

No.	時 間 帯	変更前			変更後		
		搬出入車両	平均作業	延べ	搬出入車両	平均作業	延べ
		○ t 車（台）	時間	時間	○ t 車（台）	時間	時間
1	8:00~9:00		○t 車 分			○t 車 分	
	9:00~10:00						
	21:00~22:00						
2	8:00~9:00						
	9:00~10:00						
	20:00~21:00						

- ・届出事項の変更に伴い、搬出入車両及び荷さばき施設利用可能時間帯も併せて変更を予定している場合は、変更前後の状況が分かるように記載してください。
- ・「時間帯」欄は届出に係る荷さばき施設ごとに、荷さばきを行うことができる時間帯を1時間ごとに区分してください。
- ・「搬出入車両」欄は当該時間帯において、主に荷さばきを行う車両の車種を「○ t 車」というように記載してください。
- ・欄外に荷さばきを行う車両1台当たりの平均的な荷さばき処理時間（分）を、車種ごとに参考として記載してください。
- ・廃棄物収集車両が荷さばき施設を利用する場合は、搬出入車両と同様に記載してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

変 更 前		変 更 後	
遮音壁の位置	遮音壁の高さ (m)	遮音壁の位置	遮音壁の高さ (m)
別添 図面△建物配置図 変更前 のとおり		別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり	

- ・変更前、変更後のいずれかにおいて、遮音壁を設置する場合に記載してください（改築等により位置・高さ等が変わる場合も含まれます。）。
- ・変更前、変更後のいずれにおいても遮音壁を設置しない場合は、「遮音壁の設置はありません。」と記載してください。
- ・記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等に遮音壁の位置を図示し、その高さを記入してください。（決まっていれば材質及び断面図も記入してください。）

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

項 目		稼働時間帯		位 置
		変更前	変更後	
冷 却 塔	No. 1	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	別添 図面▽建物配置図 変更後 のとおり
	No. 2	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
	No. 3	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
室 外 機	No. 1	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
	No. 2	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
	No. 3	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
送 風 機	No. 1	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
	No. 2	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
	No. 3	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	
キュー ビクル	No. 1	○時○分～○時○分	○時○分～○時○分	

- ・届出事項の変更に伴い、冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯も併せて変更を予定している場合は、変更前後の状況が分かるように記載してください。
- ・記載例「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等にこれらの機器の位置を図示してください。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 等価騒音レベルの予測の結果

時間の区分	予 測 地 点			予 測 と 評 価	
	位 置 【〇〇〇〇図】	高 さ (m)	用途地域	予測値 (dB)	基準値 (dB)
昼 間 午前 6 時 午後 10 時	A				
	B				
	C				
	D				
夜 間 午後 10 時 午前 6 時	a				
	b				
	c				
	d				

- ・届出事項の変更に伴い、新たな騒音が発生することとなる場合や騒音源の配置等に変更（騒音源は不変でも継続時間や発生回数が増える場合を含む。以下同じ。）が生ずる場合に記載してください。
- ・変更前の営業時間帯部分等も含めた予測、評価を行ってください。
- ・「昼間」、「夜間」の各時間帯のうち、騒音の発生に関し明らかに変更が発生しない時間帯については、その理由を示し予測対象から外せる場合もありますので、事前にご相談ください。
- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）以外の時間帯であっても、騒音の発生が見込まれる場合は、それらについても予測の対象としてください。
- ・予測地点の「位置」を「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等上に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「1 騒音に係る環境基準」（p 61）を参照してください。
- ・生活環境へ与える影響が小さいと県が判断した場合は、等価騒音の予測が省略可能となる場合がありますので、事前にご相談ください。

(2) 等価騒音レベルの予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、騒音の継続時間、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - * 定常騒音源については、既設であることから、原則としてカタログデータより算出した基準距離騒音レベルによらず、個々の機器を実測した数値から予測を行ってください。
 - ⑤予測地点の位置を決定した根拠・考え方
 - ⑥予測計算の経過及びその結果 など
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」（平成 20 年 10 月 経済産業省商務情報政策局流通政策課）を参考としてください。

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(1) 騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

騒音発生源 (例)		予 測 地 点			予 測 と 評 価	
		位 置 【〇〇〇〇図】	高さ (m)	用途 地域	予測値 (dB)	基準値 (dB)
定 常 騒 音	冷却塔					
	室外機					
	給排気口					
	その他					
変 動 騒 音	自動車走行					
	荷さばきアトリング					
	荷さばき後進警告ブザー					
	廃棄物収集作業					
	BGM等					
	その他					
衝 撃 騒 音	荷さばき荷下ろし					
	荷さばき台車走行					
	その他					

- ・届出事項の変更に伴い、午後 11 時から午前 6 時の時間帯に新たな騒音が発生することとなる場合や騒音源の配置等に変更が生ずる場合に、変更が生ずる騒音源ごとに予測、評価を行ってください。
- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）が予測時間帯にかからない場合であっても、予測時間帯に騒音の発生が見込まれる場合は記載してください。
- ・「騒音発生源」欄は発生が見込まれる騒音源ごとに記載してください。（一体として運用される機器等が近接して配置されている場合には、別途、合成値の予測をお願いします。合成値の予測にあたっては隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行ってください。）
- ・予測地点の「位置」を「11 添付図面」の「3 建物配置図」（p 77）等上に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における夜間の規制基準」（p 61）を参照してください。

(2) 騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - * 定常騒音源については、既設であることから、原則としてカタログデータより算出した基準距離騒音レベルによらず、個々の機器を実測した数値から予測を行ってください。
 - ⑤予測計算の経過及びその結果 など
- ・等価騒音レベルの予測の根拠資料と別冊とする必要はなく、内容的に共通する部分は記載を省略することも可能です。
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」（平成 20 年 10 月 経済産業省商務情報政策局流通政策課）を参考としてください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

項 目		変更後必要保管容量 (m³) (うち変更により増加(減少)する必要保管容量 (m³))	算 出 根 拠 等
小 売 店 舗	紙製廃棄物等	()	
	金属製廃棄物等	()	
	ガラス製廃棄物等	()	
	プラスチック製廃棄物等	()	
	生ごみ等	()	
	その他の可燃性廃棄物等	()	
	リサイクル関連	()	
	計	()	
そ の 他 の 施 設 等		()	
		()	
		()	
合 計		()	—
届出保管容量合計			—

- ・「変更後必要保管容量」の欄は、変更後における廃棄物等の必要保管容量を、「(うち変更により増加(減少)する必要保管容量)」の欄は、上段の「変更後必要保管容量」のうち当該変更により増加(減少)する廃棄物等の必要保管容量をそれぞれ記載してください。また、それらの算出根拠を「算出根拠等」の欄に記載してください。(既設であることから、原則として指針に示された計算式によらず、実績に基づいて算出してください。いつの実績であるかも併せて記載してください。)
- ・「店舗」の「リサイクル関連」欄は、リサイクル等の推進に関連する法令等に基づいて、廃棄物等の回収・保管を行う場合に必要となる保管容量及びその算出根拠を記載してください。ただし、新聞紙やチラシ等を束ねてリサイクル用として運搬する場合は「紙製廃棄物等」に、リサイクル可能なアルミ製・スチール製の缶等については「金属性廃棄物等」に、ガラス製の容器等については「ガラス製廃棄物等」に、プラスチック製の飲料容器等については「プラスチック製廃棄物等」に、紙屑等は「その他の可燃性廃棄物等」に記載してください。
- ・「その他の施設等」の欄は、店舗から排出される廃棄物等と、レストランやオフィスなど併設施設等(遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。)から排出される廃棄物等を同一の保管場所に保管する場合であって、これらの廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合に記載してください。

記載例「１１ 添付図面」

- ・ 届出書類において、図面に示すこととした事項については、次に示す１～４の図面に示してください。
- ・ 「変更」に関する届出に添付する場合は、記載項目の変更前後の関係がわかるように工夫してください。
- ・ １つの図面にまとめると煩雑になる場合には、複数の図面に分けて記載してください。（図面を分ける場合は、各図面の縮尺を統一してください。）
- ・ 図面に記載するときには、項目名を簡潔に表記するか凡例をつけてください。
- ・ 駐車場の位置等、１つの項目に係る情報が複数箇所に分散する場合は、項目ごとに通し番号をつけてください。
- ・ 一つの図面上で複数の施設等の位置を示す場合は、適宜、枠取り線の色や種類を変えて、違いが分かるようにしてください。
- ・ 図面には、必ず縮尺、方位を明記（原則として各図面の方位を合わせてください。）してください。
- ・ 図面のサイズがＡ４判を超える場合は、Ａ４判に折り込んでください。

図面の種類	記載項目及び作成要領等
１ 広域見取図	○ 縮尺：１／１０，０００程度の地図を用意してください。 ・ 店舗を中心とする半径１kmの区域を含み、最寄りの幹線道路（国道、県道等）の状況がわかる地図としてください。 ○ 次の事項を記載してください。 ◆ 総括事項 ・ 店舗の敷地の範囲及び店舗を中心とする半径１kmの区域を明示してください。 ・ 図面内に市町村境を含む場合は、その境界線を明示するとともに市町村名を記載してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口に至るまでの道路や主な交差点ごとのピーク１時間に予想される自動車来台数（予測来台数に併設施設を始めとしたその他の施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（）内で内数として併記してください。）（周辺見取図に記載しても結構です。） ◆ 自動車の案内経路関係 ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口までの案内経路 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所 （・駐車場の出入口から最寄の幹線道路までの経路）
２ 周辺見取図	○ 縮尺：１／１，０００～１／１，５００程度 ・ 店舗周辺の住宅の配置等が確認できる地図を使用してください。 ○ 次の事項を記載してください。 ◆ 総括事項 ・ 店舗の敷地境界、建物の位置及び隣接地の用途地域を明示してください。 ・ 店舗の敷地及び隣接地に地区計画、建築協定等まちづくり計画がある場合はその地区と範囲を明示してください。（別紙でも結構です。） ・ 届出の「駐車場の位置」のうち、店舗の敷地内の「駐車場の位置」を記載してください。（大まかな位置がわかれば結構です。）

図面の種類	記載項目及び作成要領等
(つづき)	◆ 駐車場の位置関係 ・ 駐車場の位置 * 店舗の敷地外に隔地駐車場を設ける場合、その位置を枠取りし、収容台数を明示してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 ・ 駐車場の出入口の位置 ・ 店舗の敷地周辺及び駐車場の出入口が接する道路の状況 * 幅員、車線数、信号の位置及び形態、右左折帯の有無及び長さ、歩道の有無及び幅員、交通規制（一方通行、大型車進入禁止等）、横断歩道、通学路、鉄道踏切の有無等を記載してください。 ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口に至る道路や主な交差点ごとのピーク1時間に予想される自動車来台数（予測来台数に併設施設を始めとしたその他の施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（）内で内数として併記してください。） ◆ 自動車の案内経路関係 ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口までの案内経路 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所とその表示内容 ・ 駐車場の出入口までの交通整理員の配置場所 * 配置場所、人員を明示してください。 （・ 駐車場の出入口から最寄の幹線道路までの経路） ・ 近隣の通学路を記載してください。
3 建物配置図	○ 縮尺：1/200～1/500程度 ○ 次の事項を記載してください。 ◆ 店舗の配置関係 ・ 店舗の敷地境界及び建物の位置 ◆ 駐車場の位置関係 ・ 駐車場の位置 * 位置を枠取りし、収容台数を明示してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 ・ 駐車場の出入口の位置 * 出口と入口に分けて記載してください。 ・ 出入口のブース、ゲート等の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 * 位置を枠取りし、長さを明示してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 ・ 駐輪場の位置 * 位置を枠取りし、収容台数及び1台あたりの寸法（ラック式の場合はラックの寸法）を明示してください。 ・ 駐車場内及び出入口における自転車、歩行者の動線 ◆ 荷さばき施設関係 ・ 荷さばき施設の位置 * 位置を枠取りし、面積を明示してください。また、作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 ・ 廃棄物等の保管施設の位置 * 位置を枠取りし、容量を明示してください。 ◆ 遮音壁の位置及び高さ ・ 位置及び高さを明示してください。 ◆ 冷却塔、冷暖房設備等の室外機又は送風機の設置場所 ・ 位置を明示してください。 ◆ 騒音の予測関係（別紙でも結構です。） ・ 店舗周囲4方向の等価騒音レベルの予測地点 ・ 騒音レベルの最大値の予測地点 ・ 用途地域

図面の種類	記載項目及び作成要領等
4 各階平面図	○ 縮尺：1/200～1/500程度 ・ 原則として全ての階について作成してください。 ○ 次の事項を記載してください。 ◆ 店舗の配置関係 ・ 小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置 * 枠取りし、各階ごとに面積を明示してください。 ・ オフィス、マンション、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、レストラン、ゲームセンター、クリーニングなどの併設施設の配置 * 枠取りし、用途を記載してください。また、各階ごとの面積を明示してください。 ◆ 駐車場の位置関係 ・ 駐車場の位置 * 位置を枠取りし、収容台数を明示してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 ・ 出入口のブース、ゲート等の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 * 位置を枠取りし、長さを明示してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 ・ 駐輪場の位置 * 位置を枠取りし、収容台数及び1台あたりの寸法(ラック式の場合はラックの寸法)を明示してください。 ◆ 荷さばき施設関係 ・ 荷さばき施設の位置 * 位置を枠取りし、面積を明示してください。また、作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 * 入出庫する一番大きな車両のサイズで入庫及び出庫の軌跡を車両の前後が分かるように描いてください。 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 ・ 廃棄物等の保管施設の位置 * 位置を枠取りし、容量を明示してください。 ◆ 上記のいずれにも属さない部分 ・ 階段や事務室等の位置 * 用途を記載してください。

VII 届出書類等の記載例

3 説明会関連提出書類

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

- ・届出書類等の様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。

○記載例 → ゴシック文字

○記載要領 → 内

記載例「１２ 説明会開催計画書」

要綱様式第１（第７条第５項関係）（用紙 日本産業規格Ａ４縦長型）

説明会開催計画書

年 月 日

神奈川県知事 殿
(〇〇市町村長 殿)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 〇 〇 〇 〇

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇－〇

(担当者氏名及び電話番号)

株式会社〇〇店舗開発部 〇〇〇〇

電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱第７条第５項の規定により、次のとおり提出します。

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：〇 〇 〇 店

所在地：〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

２ 説明会の開催を予定する日時及び場所等

	開催予定の日時	開催予定の場所		
		会場の名称	会場の所在地	会場の入場可能人員
第１回	令和〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から〇時まで	〇市商工会館 〇号会議室	〇〇町〇	〇 人
第２回	令和△年△月△日（△） 午後△時から△時まで	〇市市民会館 〇〇ホール	〇〇町〇－〇	〇 人
第３回	令和□年□月□日（□） 午後□時から□時まで	〇市市民会館 〇〇ホール	〇〇町〇－〇	〇 人

３ 説明会開催の周知方法

周知を図る地域	周知方法	備 考
〇〇市〇町字〇〇、△町△丁目	令和〇年〇月〇日（〇）の 〇〇、△△、□□３紙への ちらし折り込み。	

- ・「周知を図る地域」欄は、店舗を中心とする半径 1 km の区域に含まれる町丁名をすべて記載してください。
- ・「周知方法」欄は日刊新聞紙への掲載により行う場合は、説明会開催計画を掲載する新聞名、掲載面（地域版名称等）及び掲載予定日を記載してください。日刊新聞紙へのちらし折り込みにより行う場合には、折り込みを行う新聞名及び配布予定日を記載してください。
- ・日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより行う場合は、各新聞ごとの配布地域が確認できる地図、配布部数明細表等を添付してください。また、ちらしの内容については、必ず事前に県に記載内容の確認を受けてください。
- ・店舗予定地又は店舗内に説明会のチラシを掲示する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

4 その他の特記事項

令和〇年〇月〇日 △△市開発指導要綱第△条に基づく説明会を実施予定。

説明内容：〇〇〇

対 象 者：店舗の周囲〇〇m以内の住民等

- ・説明会開催計画を定めるに当たり、特に配慮した点等があれば記載してください。
- ・他の法令等に基づく説明会や設置者が自主的に行う説明会等の実績（予定）があれば、その開催日時、説明内容及び対象者等を記載してください。

記載例「13 説明会実施状況報告書」

要綱様式第2（第7条第6項関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

説明会実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿
(〇〇市町村長 殿)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 〇 〇 〇 〇

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇

(担当者氏名及び電話番号)

株式会社〇〇店舗開発部 〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱第7条第6項の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : 〇 〇 〇 店

所在地 : 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

2 実施状況

別紙のとおり

備考 説明会を2回以上開催した場合は、実施状況について開催日時ごとに別葉に作成し添付すること。

(別紙) 実施状況

項 目	内 容
開催日時	令和〇年 〇月 〇日 (〇) 午後〇時から〇時まで
開催場所	名 称 〇市商工会館〇号会議室 所在地 〇〇町〇
説明者	役職名 株式会社〇〇 取締役店舗開発部長 氏 名 〇〇〇〇
出席者	50名 *出席者名簿の添付は不要です。
議事の概要	(1)挨拶 (2)届出内容の説明 (3)質疑・応答 ・説明会の進行を簡潔に記載してください。 ・説明に使用した資料等があれば添付してください。
陳述意見	①どのような算出根拠で駐車場台数を決めたのか。 ②夜間の騒音対策はどうなっているのか。 ③夜間青少年の溜まり場になるのではないか。 ・出席者から出された陳述意見や質問ごとに分けて記載してください。
陳述意見に対する 応答	①指針の計算式によって算出しました。 ②平均的な状況を呈する日の夜間の騒音レベルの最大値を予測したところ、騒音規制法の規制基準値内に収まっています。 ③チェーンでふさぐので、夜間の立入はできません。 ・出席者からの質問・意見に対する回答等を記載してください。
その他の特記事項	

- ・日刊新聞紙への掲載により説明会開催予定日時等の公告を行った場合は、その写しを添付してください。日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより説明会開催日時等の公告を行った場合は、配布したちらし及び配布の完了が確認できる書類を添付してください。
 - ・店舗予定地又は店舗内にちらしの内容を掲示した様子がわかる写真及び掲示場所がわかる図面を添付してください。
 - ・説明会で使用した資料を添付してください。

VIII 様式集

様式第 1（第 3 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項
(変更前)

(変更後)

3 変更の年月日

4 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

3 変更する年月日

4 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 5（第 16 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 6（第 18 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 7（第 19 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

IX 参 考

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県の区域（指定都市の区域を除く。）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適正な執行及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「隣接市町村」とは、大規模小売店舗を中心とする半径1キロメートル以内に管轄する区域の一部をもつ市町村（当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村を除く。）をいう。

3 この要綱において「関係市町村」とは、市町村及び隣接市町村をいう。

(届出等の写しの提出)

第3条 次の各号に掲げる届出又は通知にあたっては、その写し（添付書類の写しを含む。以下同じ。）について県が指定した部数を提出するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項、第2項、第5項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出
- (4) 法第8条第7項の規定による通知
- (5) 法第9条第4項の規定による届出
- (6) 法第11条第3項の規定による届出
- (7) 法附則第5条第1項、第3項の規定による届出

(関係市町村への写しの送付)

第4条 県は、前条の規定によって提出された届出又は通知の写しを、関係市町村に送付するものとする。

(届出等の縦覧の場所)

第5条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、第8条第3項及び同条第6項の規定による縦覧は、県ホームページにおいて行うものとする。

(軽微変更の通知)

第6条 県は、法第6条第2項の規定による届出が、省令第8条で定める軽微な変更該当すると認めたときは、その旨を当該届出をした者及び関係市町村に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第7条 省令第11条第1項ただし書により県が指定する説明会の開催回数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、店舗面積の合計が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの 2回
 - (2) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、店舗面積の合計が6,000平方メートル以上のもの 3回
 - (3) 法第5条第1項及び法第6条2項の規定による届出に係る説明会であつて、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯のいずれかが午後11時から午前6時までの時間帯にかかるもの 3回
- 2 市町村は、第4条の規定により、法第5条第1項の規定による届出又は法第6条第2項の規定による届出(同条第4項ただし書の省令に定める軽微な変更に係る届出及び省令第11条第2項の規定に基づき、同条第1項の方法による説明会を開催する必要があると認められる届出は除く。)の写しの送付があつたときは、当該届出の日から2週間以内に、県に対して、理由を付して当該届出に係る説明会の開催回数について意見を申し出ることができる。
- 3 県は、前項の規定により市町村から意見の申出があつた場合であつて、第1項及び省令第11条第1項に定める開催回数以外の回数を指定するときは、その旨を説明会開催者及び関係市町村に通知するものとする。
- 4 県は、説明会開催者が説明会を開催するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べることができる。
- 5 説明会開催者は、法第7条第3項の規定による意見及び前項の規定により述べられた意見に配意し、説明会の開催計画を定めるものとし、これを定めたときは、速やかに、説明会開催計画書(要綱様式第1)を県及び関係市町村に提出するものとする。
- 6 説明会開催者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明会実施状況報告書(要綱様式第2)を県及び関係市町村に提出するものとする。

(掲示による説明会)

第8条 県は、省令第11条第2項の規定に基づき、法第6条第2項の規定による届出をした者が、省令第11条第1項の方法による説明会を開催する必要があると認めるときは、当該届出をした者及び関係市町村にその旨を通知するものとする。

- 2 省令第11条第2項の規定による掲示による説明会は、要綱様式第3により行うものとし、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定により縦覧に供されている間、これを行うものとする。

(説明会開催予定日時等の公告)

第9条 法第7条第2項の規定による公告は、原則として省令第12条第2号に規定する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより行うものとする。

- 2 前項の規定により公告を行う範囲は、大規模小売店舗を中心とする半径1キロメートルの区域とする。

- 3 第1項の規定により公告する事項は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(3) 法第5条第1項の規定による届出の場合は大規模小売店舗内の店舗面積の合計、法第6条第2項の規定による届出の場合にあっては当該変更の概要

(4) 当該説明会に係る問い合わせ先

- 4 説明会開催者は、第1項の規定による公告のほか、必要に応じて法第7条第2項に定める事項及び前項各号に規定する事項を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示する等、当該説明会の開催の周知に努めるものとする。

- 5 前条第2項の規定の掲示による説明会を行う場合の法第7条第2項の規定による公告は、当該掲示による説明会に係る届出の法第6条第3項の規定による縦覧が開始される日の1週間以上前に掲示を行うことにより、第1項に定める方法に代えることができるものとする。

(意見書の提出)

第10条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとするときは、原則として意見書(要綱様式第4)により、産業労働局中小企業部商業流通課に提出するものとする。

(意見書の縦覧)

第11条 県は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報保護又は公序良俗に反すると認められる部分については、法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(県意見の通知等)

第12条 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べた場合又は意見を有しない旨

の通知をした場合は、その旨を関係市町村に通知するものとする。

(勧告にあたっての市町村の意見の聴取等)

第13条 市町村は、法第9条第1項の規定により、県から意見を聴かれたときは、意見を聴かれた日から2週間以内に、意見を述べるものとする。

2 法第9条第3項の規定による通知は、隣接市町村がある場合にあっては当該隣接市町村に準用するものとする。

(公表の方法等)

第14条 法第9条第7項の規定による公表は、県ホームページに公告するほか、その他の適当と認められる方法により行うものとする。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容

3 県は、法第9条第7項の規定による公表をしたときは、その旨を関係市町村に通知するものとする。

(報告)

第15条 法第14条第1項及び第2項の規定により報告を求められた者は、その提出について県が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

2 市町村は、県に対し、理由を付して法第14条第1項の規定による報告を求めるよう申し出ることができる。

3 県は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、申出に係る大規模小売店舗を設置する者に対して必要な報告を求め、その結果を申出を行った市町村に通知するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第16条 県は、次に掲げる場合には、神奈川県大規模小売店舗立地審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第8条第4項の規定による意見を述べようとするとき。

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、法の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月6日 改正）

この要綱は、平成13年3月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日 改正）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年3月25日 改正）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月30日 改正）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月17日 改正）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後の届出から適用し、施行日前の届出については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日 改正）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月19日 改正）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年3月28日 改正）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年5月29日 改正）

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年4月1日 改正）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年7月1日 改正）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 旧要綱に定める様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年4月1日 改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月1日 改正）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

説明会開催計画書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱第7条第5項の規定により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会の開催を予定する日時及び場所等

	開催予定の日時	開催予定の場所		
		会場の名称	会場の所在地	会場の入場可能人員
第1回	年 月 日 () 時から 時まで			人
第2回	年 月 日 () 時から 時まで			人
第3回	年 月 日 () 時から 時まで			人

3 説明会開催の周知方法

周知を図る地域	周知方法	備考

4 その他の特記事項

説明会実施状況報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱第7条第6項の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 実施状況

項 目	内 容
開催日時	年 月 日 () 時から 時まで
開催場所	名 称 所在地
説明者	役職名 氏 名
出席者	名
議事の概要	
陳述意見	
陳述意見に対する 応答	
その他の特記事項	

備考 説明会を2回以上開催した場合は、実施状況について開催日時ごとに別葉に作成し添付すること。

大規模小売店舗立地法第○条第○項の変更届出の要旨		
店 舗 名 称		
所 在 地		
届 出 者	氏名（名称）	
	住 所	
変 更 事 項	変更前	変更後
変 更 理 由		
変 更 日	年 月 日	

この掲示に関する問い合わせ先

氏名（名称）	住 所
担 当 部 署	担 当 者
電 話	

この掲示に関する届出書類及び添付書類は、 年 月 日から 年 月 日まで、県ホームページで閲覧できます。

- 備考 1 白色地、文字は黒色とすること。
- 2 掲示板を屋外に設置する場合は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料、構造により作製し、塗料は雨等に耐えられるものを使用すること。
- 3 この掲示に関する問い合わせ先は、必要な事項を記入すること。

意見書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

住所又は所在地

（電話番号及び団体にあつては担当者名）

次の店舗について大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、裏面のとおりの意見を提出します。

店 舗 名 称（案件番号）

所 在 地

届出の種類

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の提出について

1 意見書の提出制度について

- 大規模小売店舗立地法（以下「法」といいます。）では、大型店の設置者から提出された店舗の新設、変更の届出に対して、設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項について意見のある方は、県へ意見書を提出することによって、意見を述べることができます。（法第8条第2項）
- 県は、提出された意見に配慮しつつ、指針を勘案して届出（法第6条第1項の届出並びに県が軽微な変更と認めた法第6条第2項及び法附則第5条第1項又は第3項の届出を除く。）に対する県としての意見を決めることとなります。（法第8条第4項）

2 意見書の公告・縦覧について

- 提出いただいた意見書は、県ホームページにその概要を掲載します。また、意見書は県ホームページ掲載の日から1か月間縦覧に供されます。（法第8条第3項）
- 提出いただいた意見の中に個人情報に関する事項、または、公序良俗に反する事項が含まれている場合は、県の判断により、意見の全部又は一部を公告、縦覧しないこともありますのでご了承ください。

3 意見書の提出先等について

- 提 出 先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課
- 提 出 期 限：設置者からの届出が県ホームページに掲載された日から4か月以内
年 月 日（ ）まで

◎ この面に記載された個人情報は、法第8条第3項の規定による縦覧及びその後の行政資料としての県民等への情報公開の際、非公開となります。

(裏)

No. _____

店 舗 名 称		案 件 番 号	
所 在 地			
届出等の種類			
1 設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項についての意見			
2 意見を述べる理由（根拠となる事項を具体的に記載してください。）			

◎ 意見書のこの面は、法第8条第3項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として県民等に情報公開されます（閲覧、複写等がされることがあります）。その際に**公開して差し支えない方のみ、**下欄をご記入ください。

住所又は所在地	
氏名又は団体名 （代表者氏名）	

(継続用紙)

No. _____

店 舗 名 称		案 件 番 号	
所 在 地			
届出等の種類			
(意見又は理由の続き)			

参考様式 軽微変更の適用要望書

軽微変更の適用要望書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

大規模小売店舗立地法 第 条第 項の規定により令和 年 月 日付
けで届出した次の大規模小売店舗に係る届出について、同法第6条第4項ただし書の規定
に基づく軽微な変更の適用を受けることを要望します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 当該変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更
に該当する理由

参考様式 掲示による説明会の適用要望書

掲示による説明会の適用要望書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

大規模小売店舗立地法 第 条第 項の規定により令和 年 月 日付
けで届出した次の大規模小売店舗に係る届出について、同法第7条第1項の規定による説
明会を同法施行規則第11条第2項の規定に基づく掲示による説明会に代えることを要望
します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 当該変更が大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催する必要
がないとする理由

参考様式 掲示による説明会実施状況報告書

掲示による説明会実施状況報告書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

神奈川県大規模小売店舗立地法運営要綱第8条第2項の規定により、説明会の開催に代わる届出等の要旨の掲示を行ったので、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 実施状況

項 目	内 容
届出等の要旨の掲示を必要とする期間	令和〇年 〇月 〇日 (〇) から令和〇年 〇月 〇日 (〇) まで (掲示による説明会の公告の期間を含む)
掲示を開始した日	令和〇年 〇月 〇日 (〇)
届出書の縦覧期間	令和〇年 〇月 〇日 (〇) から令和〇年 〇月 〇日 (〇) まで
掲示場所の写真	別添「掲示状況」及び「HP掲載状況」のとおり
掲示場所の特定	別添「建物配置図」のとおり ・届出図面上に、掲示場所を記載してください。
掲示の記載内容	別添「大規模小売店舗立地法第〇条第〇項の変更届出の要旨」のとおり ・要綱様式第3 (第8条第2項関係) (p102 参照) を添付してください。

《 問 合 せ 先 》

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課流通企画グループ

〒231-8588
電 話

横浜市中区日本大通1
045(210)1111 (大代表)
内線 5605, 5608, 5609

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp>